

平成29年12月18日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

4番 中城 峯視 君

2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君

5番 福永 啓 君

第 2 報告第12号 専決処分の報告について

第 3 発議第 3号 御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例の
制定について

第 4 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

第 5 議案第41号 工事請負契約の締結について

第 6 議案第42号 工事請負契約の締結について

第 7 議案第43号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第44号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第45号 工事請負契約の締結について

第10 議案第46号 御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め
る条例の制定について

第11 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第12 議案第48号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第13 議案第49号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第14 議案第50号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 蕙 君	2番 森田 優二 君
3番 岩永 宏介 君	4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君	6番 田上 忍 君
7番 藤川 博和 君	8番 池田 浩二 君
9番 塚本 勝紀 君	10番 田中 隆敏 君
11番 沖 徹信 君	12番 井本 昭光 君
13番 岩田 重成 君	14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福 祉 課 長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課 商工観光係長	鶴野 修一 君
建 設 課 長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

作田商工観光課長が入院のため、商工観光課鶴野商工観光係長が説明員として出席をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（田端幸治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○4番（中城峯英君） 4番、中城峯視でございます。

昨年4月に発生した熊本地震から1年8カ月が経過します。道路、河川、橋梁等のインフラや宅地、建物、田畑等の財産、生活基盤を破壊した未曾有の大災害に直面し、今町では熊本地震からの復旧・復興を最優先課題に取り組んでおられますが、本町の将来像、自然いっぱい、夢いっぱい、活気あふれる交流の町御船を想像するにはいまだほど遠い状況であります。復旧・復興を加速させるためには、財源の確保、工事業者不足等の解消、課題山積の状況ではありますが、一步ずつ歩みを進めていくしかありません。

本年3月に策定された震災復興計画について、6月議会で一般質問をさせていただきましたが、その後の取り組み状況について質問をいたします。

個別質問については、質問者席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の質問にお答えいたします。

1-1、災害公営住宅について、お答えいたします。

まず、災害公営住宅の整備の方針について。御船町においても、熊本県災害公営住宅等整備基本理念及び熊本県災害公営住宅等整備指針並びに御船町災害公営住宅等の供給計画に基づき整備を行う方針としています。現在、早期の災害公営住宅の整備を目指し事業を進めているところであります。また、建設に当たっては、ただ建てるのではなく御船町復興計画との整合性などを踏まえ建設することとしています。

次に、整備戸数、建設予定地についてお答えいたします。

国の直轄事業として被災者を対象にした住居に関する意向調査を実施しており、その中で、災害公営住宅への入居希望者数や建設希望地区等を把握し、かつ復興計画、まちづくり計画、将来的な公営住宅の総管理戸数等も踏まえ検討をした結果、現段階においては町内を4つの地区、エリアに分け、総整備戸数を100戸と計画しています。内訳としては、御

船・辺田見・滝川地区で50戸、木倉・高木地区で20戸、小坂・陣・豊秋地区で15戸、滝尾・水越・七滝・上野・田代地区で15戸を基本として供給する計画としています。しかし、今後において被災者のニーズを踏まえ、災害公営住宅用地の選定及び整備戸数を精査するに当たって、さまざまな条件整備が必要となることが考えられることから、建設予定地域及び整備戸数が変動することが予想されます。

次に、高齢者対応の充実、評価及びコミュニティの配慮について、お答えいたします。

災害公営住宅には東日本大震災などの被災地の前例を見ると、高齢者の単身、夫婦世帯の入居が多く見込まれることから、高齢者が安心して住むことができるよう、バリアフリー化をはじめとし、浴室やトイレなどを高齢者仕様に充実させることが重要であると考えます。

また、要支援者、要介護者に対する日常生活支援サービスなどが提供しやすいような施設整備にも配慮・検討する必要があると考えます。

なお、建設予定地域については、迅速かつ的確な事業実績の実現性や、被災者の従前コミュニケーションへも配慮し、可能な限り意向調査結果による希望地を集約した上で、町内4つの地区を設定したところであります。

1-2、企業誘致について、お答えいたします。

企業誘致の取り組みについては、現在適地検討・選定調査を進めると同時に、アドバイザーとの委託契約を結んで事業の推進を図っているところです。具体的には、御船町震災復興計画に掲げている10の重要項目において、復興産業拠点創出プロジェクトを位置付けており、インターチェンジの優位性を最大限に生かし、経済的波及効果が期待できる企業誘致を戦略的に取り組むこととしています。

そこで、町としては平成28年度に御船町企業誘致に関するコンサルタント調査業務を行って、インターチェンジ周辺等の土地利用の調査研究を詰めて、今後の進め方をまとめてきました。現在この調査結果をもとに、町としての企業誘致基本方針の策定を進めており、インターチェンジ周辺の土地利用や適地選定を行っています。

また、副町長をリーダーとした御船町企業誘致推進プロジェクトにおいては、これまで幾度となく会議を開催し、企業誘致の進め方や立地相談の事案等について協議を行っています。その結果として、11月上旬に木倉、昆沙門（ビシャモン）への企業誘致説明会を開催して、地権者等との意見交換の場を設けたところです。引き続き本誘致については、進

出企業の意向を確認して、地権者等への丁寧な説明と法的な課題のクリアと同時並行で進めながら、立地を導けるよう、関係各課が連携して進めていく方針です。このほかにも、仮称上野インターチェンジを含む3つのインターチェンジの有効活用については、戦略的な企業誘致を進めていく観点からも、専門的な知識を持ったアドバイザーを導入して、地域の特性を踏まえた形で検討していきたいと考えています。

以上のことを踏まえ、震災からの復興をさらに加速させるためにも、また雇用創出による定住促進の視点からも、これまで以上に企業誘致を推進していきたいと考えています。

2、地方創生について。1、地方創生拠点整備事業についてお答えいたします。

町では、地方創生拠点整備交付金を活用し、吉無田高原緑の村キャンプ場に宿泊棟5棟と管理棟1棟及び敷地内道路施設整備を進めていきます。宿泊施設は、子ども連れの家族や若い女性をターゲットに考えており、宿泊者に向け地元の農産物を中心としたバーベキュー食材等の提供を想定しています。これまでに吉無田地域で活動する団体との意見交換を行い、活動拠点や役割分担などの協議を進めているところで、食材等の提供が軌道に乗った後は、体験型イベントのパッケージも取り組んでいきたいと考えており、御船町観光協会並びに地域おこし協力隊員の協力をいただきながら進めてまいります。

今後、平成31年3月に供用されます上野インターチェンジの開通に向け、吉無田高原の目玉起爆剤として、地元との連携をもとに、御船町まち・ひと・しごと総合戦略で吉無田周辺の地域活性化、観光等について、計画的に取り組んでまいります。

なお、本件は本会議に提出しております契約議案の議決をいただきましたら、本年度3月の竣工を目指しています。また、今後運営及び経営形態につきましても、民間委託を視野に入れて検討していきたいと考えています。

2、まちづくりについて、お答えいたします。

これまでのまちづくりは、一般的に行政主導で進められているものとの考えが根付いていると思われまます。しかし、本来まちづくりは、そこに住む私たち一人一人の主体的行為であり、行政は住民の代行者として機能するものであります。長年受け継がれてきた歴史や風土に裏打ちされた町の個性を生かして、町民自らがこうあってほしいと思う町の将来像を描き、それを位置付け、その実現に向けて町民、行政、民間企業等で取り組んでいくものと考えます。現在、町職員においては、毎年事務提案という形で募集を行っており、すぐれた提案等には予算を付けて実施している状況であります。

また、住民に関しましては、提案型まちづくりという制度を設けた募集等を行っていないものの、玄関前に設置している提言箱やホームページに掲載してあります意見箱、各地区の住民代表である囑託員による定例会等で住民の意見を取り入れることとしています。

その他、詳細につきましては担当課長から説明させます。

○4番（中城峯英君） それでは、まず災害公営住宅について、お尋ねをいたします。

現在計画されている住宅は、今、町長のお話によると4カ所と、合計100戸と。御船50戸、木倉・高木が20戸、小坂15戸、滝尾・上野15戸です。私も見に行きましたけれども、滝尾、上野、御船はもう用地は決まっておりますよね。小坂、高木はどうなのですか。用地は決まっていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをします。

まず、小坂地区につきましては、現在町道小坂線と町道植木原竹下線です、この交差点がありますが、その付近に一応用地の候補地を選定して、現在地権者の方々から土地の売り渡しに関する承諾をいただいているところであります。

また、高木地区につきましては、現在、複数の候補地を検討しております、用地の選定までにはまだ至っていない状況であります。

○4番（中城峯英君） 小坂地区は先日の行政報告で町長から候補地は大体場所は選定できたということですが、高木は全く見えませんので、先日地元の高山の（オガタ）区長から情報提供がありましたので、役場の建設課から見に来ていて、私どもも立ち会ったんですがまだ回答をもらっていませんが、どういう検討をされていますでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この高木地区につきましては、地元の関係者、地元の区長、それから議員の皆さん方も含めてであります、貴重な情報提供をいただきまして大変ありがとうございます。町としましては、地権者の方々の同意が得られているということで、候補地の1つとして現在検討をさせていただいております。

この情報提供をいただきました用地につきましては、幾つかの課題がありまして、それについて、今一つ一つ検討をしているところであります。この課題がクリアできる課題なのかどうなのか、その辺のところも含めて検討しておるところです。この課題と申しますのが、1つは、上水道につきましては国道からの布設がされていない点が1つあります。また、バイパス側ですけれども、国道443号からの進入路といえますか、その予定のところ

についてもいろいろと造成等が必要な部分もあるということで、その辺も検討をしているところであります。

○4番（中城峯英君） 私も直接、この前来た斉藤さんと宮川さんに聞いたんです。非常にクリアせんことが多すぎるということで、ですから、難しいのであれば、もう20日以上になりますから、ずるずるせんで、やっぱり厳しいですと。何も1カ所に、一つずつぶしてですよ、次はなかですかと。皆さん方で土地の情報はわからんですか、役場の職員で。課長でわからんですか。

○建設課長（松岡秀明君） 用地、地域のそれぞれの土地問題につきましては、なかなか私も職員でも非常に把握が難しい点もあります。そういう中で、やはり地元の方々、議員の皆様方です、それから地元区長、それから地権者の方々、そういった方々の情報提供が一番の基本となりますので、そういう中で、町としましても予定地を選定していきたいと考えております。

ということで、よろしくお願い申し上げます。

○副町長（本田安洋君） 私から1つ補足したいと思います。今の高木の問題が出ましたけれども、災害公営住宅の問題については、やはりいろんな観点から調べて、水道の問題、排水の問題、学校の問題、それから保育園の問題とか、いろいろそういう観点から調べておるわけです。

先日、金曜日でございましたか、高木地区は6カ所ほど今出ております。だから、一つずつ検討しながら、ここは何棟建つか、そこらあたりを含めて、高木地区は今見ているつもりです。大体、高木と木倉というのが20戸ほどになっております。私としては、一応木倉の場合が、大体今木造仮設住宅が建っているところに、そこに災害公営住宅を20戸ほど造るならという計画を大体見ているわけですが、県ともこれは相談しております。そこは公共下水道もありますし、しかし、高木もやはりどうしても10戸か15戸ぐらいは造らなければならないだろうと、そういう観点の中で、今、高木地区を重点的にやっております。

あとは、大体御船町地区に対しては、一丁目を追加しまして、町営住宅の跡地と合わせて、あそこに今鑑定評価を出しております。それから、小坂校区にしても、今鑑定評価、地主さんの了解が取れまして鑑定評価を出しております。あとは、高木地区をどうするかということ、あと10戸か20戸、15戸ぐらいです、そこらあたりにすれば大体100戸に近づ

くんではないかと思っております。

○4番（中城峯英君） 高木で6カ所候補地があるということですよ。それは役場でされるのは構いませんけれども、やっぱり、もう副町長が一番御存じですけども、土地というのは、場所はあっても、この人は絶対売らんよねとか、いろんな事情があるじゃないですか。だから、それは役場の中でされるのは構いませんけれども、やっぱり「まだ決まっとらんけれども、ここはどぎゃんですか」と区長ぐらいですよ。そして私と沖議員もおりますのでね。そういう動きが見えんから、地元の人はとても不安がとるんですよ。「高木はまだ決まらんのか。小坂も決まらんのか」という状況ですから、水面下でされる、それは土地のことだから慎重にせにゃいかんというのはわかりますが、そういったことで、せめて私どもにもと、区長にも伝えておくと、「いやいや、動いてもらいよるよ」ということを言えますが、全く一連の動きがわからんとですよ、断片的に出てきますけれども。

そういうことで、今度の質問に立ったわけですけども。

それと、その前提として、木造を残しますよね。そして木造はどこが何戸残すかというのは決まったんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在、木造仮設住宅を含めて応急仮設住宅、これが御船町に21カ所、425戸建設されております。その中で、木造仮設住宅は7カ所、161戸となっております。この木造仮設住宅も含めた応急仮設住宅は今現在は県の所有であります。供用期間の終了後が県より無償譲渡で受けることが可能となっております。この木造仮設住宅につきましては、改修等に関する費用や法的問題等で課題も異なりますので、町としましては、今後御船町木造仮設住宅利活用検討委員会を設置しまして、多角的な視点からの意見をいただきまして、その意見を踏まえた上で決定したいと考えております。

この木造仮設につきましては、どのように利活用をしていくのかを、建築士の資格を持つ者を委員に含めた形で、検討委員会の立ち上げに今準備しているところであります。

○4番（中城峯英君） 今月の補正を見ておりましたら、木造仮設検討委員会の費用弁償が上がっていますよね。何かされているんだなとわかります。これはどういうメンバーでどういう検討をされているんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今のところ、執行部では委員は11名以内という形で準備しております。まず、トップは

副町長をリーダーにいたしまして、町職員を3名、町議会議員を3名、その他町長が必要と認める方としまして、嘱託員、児童民生委員、農業委員それに建築士を1名という形で検討しております。

○4番（中城峯英君） それでは、何回開催されて、今方向性としてどういう状況か教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今から立ち上げますので、まだ会議は1回も検討しておりません。12月末に、まず第1回目の会議を開催して、3月までには決定したいと考えております。

○4番（中城峯英君） ですから、ずっと9月頃から言っているじゃないですか。まず木造を残しますと。それを先に検討されて、9月から言っているじゃないですか。私も沖議員も言いましたよね。だから、今はまだ立ち上げて、今から検討しますと、そこなんですよ。何でそんなに遅くなるのですか。最優先課題とずっと言っているじゃないですか。だから、あえてシナリオが見えんもんだから、私どもは町民の声として私も質問に立っているんですよ。だからそれは、今さら言っても、早く委員会で結論を出して、そして木造を何戸残せるかと。それは簡単にはいきませんよ、地権者がおりますから。うちの甘木なんかは宅地ですから。もう民有地ばかりですから。そういったことをやって、木造が何戸残せるか。じゃあ、高木はあと何戸必要かということをやってくださいというのは、9月議会で私どもが提案したと思いますが。そういう取り組みが遅れていますねということ強く言いたいんです。よろしいですか。もう今さらくどくど言ってもしょうがないんですけども。

では、遅れていますが、今後の災害公営住宅の入居予定はいつ頃になりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは、現段階における設計の段階における方針というか、見方ではありますが、一丁目については、もう場所が決まって設計をすすめて建設に向けて進めているところですが、これについては、建物の完成を平成31年9月を見込んでおります。入居につきましては、平成31年10月頃を予定をしているということです。

それから、古閑迫地区についても用地が決定をしております。ここにつきましては、平成31年3月には建物が完成をする予定です。そして入居につきましては、平成31年4月頃を予定しているところでありまして。

また、その他の地区についてでありますけれども、みなし仮設それから応急仮設住宅の供用の期間がありますが、その期間満了までには、被災者の方々の生活再建が図れるよう、早急に建設を進めたいということで、先ほどからありましたように、用地等の選定等を具体的化して、そしてその仮設住宅の供用期間の満了までには被災者の方々の入居が完了するよう、努力をしているところであります。

○4番（中城峯英君）　そういったシナリオをきちんと作って一歩ずつやってください。それが見えると、皆さんも「いつまで待ってくれ」ということだと安心できますし、今そのシナリオが見えないものですから、皆さん非常に不安に思っておられますので、それを早急にやって、そういったことをまた皆さんにお知らせを。

それともう1つです、町長、12月に入って町長が仮設住宅をお回りになっています。そういう情報を聞きましたが、どんな意見がありましたですか、皆さんから。

○町長（藤木正幸君）　今できる限り仮設を回らせていただいております。やはり現状のことをお聞きするとともに、今後の再建のことをお聞きしております。しかしながら、再建に向けて被災者の方々が独自に家を建てるという方が本当に少ないなということを思っております。「できれば、私はもう家建てきらんけんが、どうか住むところば探してください」という意見が多うございますので、そういったところを中心に考えてまいりたいと思えます。

○4番（中城峯英君）　そうなんですよ。4カ所の100戸というのは、いつ調査されたか知りませんが、状況は変わってきているんですよ。だからここら辺も再度見直して建てないところ、だからそういったことを再度、何度も申し上げますが、シナリオを作って、いつ頃までには入居できるように最大限頑張りますと言って町長が回られるとですよ。

もう1つあったのは、「せっかく町長が来られたのに、自治会長ぐらいに連絡してくれたらよかったのに」とみんなの意見を集約する。だから、そういったことも大事な、後から皆さんが苦情を言うよりも、今意見集約をして、当時の100戸という状況と変わってきていますので、そういったことを再度意見を聞いて、新たにスタートを、シナリオを作っていたらいいと思います。こればかりに時間を取るわけにはいかずに、後は午後の福永議員の質問にお任せして、ここでこれは終わります。

次に行きます。企業誘致についてですけども、これは質問に表に出していましたが、基

本方針的なものはどんなものでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず企業誘致の基本方針につきましては、御船町総合計画、御船町震災復興計画、また御船町都市計画マスタープラン等の関連計画との位置付けを整理しまして、企業誘致の戦略や誘致実施の方針を明記することによって、全庁的な企業誘致の推進を図る指針になるものと考えております。

例えば、御船インターチェンジの周辺、土地利用の考え方や企業誘致を誘導するエリア、それに誘致したい企業分野・業種などの方針としてまとめることで、立地相談が寄せられた際に迅速な対応が可能になるものと考えております。いずれにしましても、今年度中の策定を目標に企業誘致推進プロジェクトで十分な議論を重ねながら、雇用の確保と町財政基盤の強化を目指した企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（中城峯英君） 企業誘致を力を入れて進めたいという気持ちは今までなかったですけどね。去年の12月でしたか、プロジェクトチームを作ってやりますということはもう見えてきました。なかなか具体的にではどうかということは、なかなかすぐにはいかんと思えますけれども、コンサルの調査で、両インターの有効活用ということを何か出たという話ですが、これは公表できないのですか。どういった活用をしたらいいという話は。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、御船インターチェンジと小池高山インターチェンジあたりのちょっと若干の話はありますけれども、まだそこまで、公表する段階ではありませんので、そこは控えさせていただきますと思います。

○4番（中城峯英君） 何か、以前御船町に似通った他県のところに視察研修に行かれたというのを聞きましたが、何か成果はありましたでしょうか、参考にするような。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員が言われたのは、多分岐阜県羽島市のことだと思いますけれども、あそこも御船インターチェンジ周辺の戦略的な企業誘致ということで視察研修を行っております。ここは民間主導の開発行為やインフラ整備等に取り組まれているということで、大変うちとしても似通ったところでもありますので、参考になったと思います。

○4番（中城峯英君） 先ほど木倉のコメリの上あたりで企業誘致の説明会が開催されたと聞いておりますが、どのような皆さん方の御意見とか反響とかあったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほど町長からも答弁がありましたように、11月6日に木倉公民館において木倉の字昆沙門（ビシャモン）地区に流通業の誘致をすることについて、地権者を対象に企業誘致の説明会を開催しました。説明の内容としましては、企業誘致の考え方とか取り組み、それと企業誘致の経緯と今後の進め方について、報告と意見交換を行いましたけれど、地権者の皆さんからは、否定的な意見、これは全くありませんでした。

○4番（中城峯英君） 確かにいい場所ですよ。あそこは十何町ぐらいあるとでしょうね。だから、否定的な意見はないということですが、御要望等ありますので、あると思いますので、それを一つずつクリアしていただけて、副町長が一番御存じと思いますが、1つ何かできれば、それを一つの突破口として、「ああ、御船町はこれができたよ」ということで次の波及効果といいますか、来るとは思います、副町長いかがでしょうか。

○副町長（本田安洋君） 今、木倉の問題が出ましたけれども、1回会議をしまして、そして地権者の皆さん方にお聞きしたんですけれども、私は、そのときはあまりそういう大した反対意見はなかったと思いますけれども、やはりいろいろ経営形態という小作の関係とかもございまして、中に入ればやっぱり少しは問題があるんじゃないかなと思っております。ただ、2回目を1月に入って大体幾らで買うという、そういう金額の面も出てまいりますので、そこあたりは早急に指示をして、そしてこの買収に入っていきたいと考えております。

それから、ここで申し上げておきますけれども、インターチェンジ付近の問題でございますけれども、これは大体大まかな、今度は大きな夢のプロジェクトが入ってまいりました。これは1月に入ってから早急に地権者を集めて、そして皆さん方の説明会をして、意見を聞いて、協力を頼みたいと思っております。木倉とインターチェンジ付近ですけれども、ここらあたりが成功すれば、御船町はやっぱり大きく私は変わってくると思っております。

いつも申し上げますように、やはり第1番目は地権者の問題、地権者がどう考えるか、ここらでもう方向転換をするのかしないのか。それから2番目は、やはりそこに入っております各種団体、いろんな土地改良とか漁業組合とか、あるいはまた地域の人の区長とか、あるいはまた地元の議員、そういういろんな人の問題、それから3番目は、やっぱり行政庁、これは農振を外さなければならない。あるいはまた農業委員会に話さなければならない。そういう県や国の力を借らなければ、この問題は解決しないと思っております。

そういうことで、今回はぜひ皆さん方も力を合わせて、もう町民一致団結して、この問

題には取り組んでいただくような雰囲気を作っていきたいと。そしてぜひ成功させたいと意気込んでおりますので、どうかよろしく願いを申し上げたいと思います。

○4番（中城峯英君） 今、副町長から心強い、初めてこういったお話をいただきましたが、当然、私どもも地元、事情も私どもは高木ですので、私も沖議員も地元の事情は精通しておりますし、地元の区長もおりますし、いろんなそういった人たちと一緒に、今日も区長も大分来ております、高木からも。だから、それは一緒に力を合わせて、子や孫のためにせにゃいかんとですよ。副町長は一番思いが強いと思いますので、それはぜひともこれから進めていっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それともう1点です。土地区画整理事業です、この前公営の土地開発公社ですか、それは難しいということでしたが、土地区画整理事業ではいかがでしょうか。これで事業を進めるということは。

○副町長（本田安洋君） この区画整理事業の問題については、やはりこれはまず地権者の問題が、地権者がどう考えるか、自分の土地を有効に利用しようと思っているのか。私は工法としては、まだ正式に私はあまり勉強していませんけれども、土地の基盤整備と同じと思います。やはりこの区画整理事業というのは、その土地を確保して、そして今後は住宅地とか企業誘致とか、そういう形に売るためにする、それが私は区画整理事業と思います。よく嘉島が今行っておりますけれども、やはりこれは住民主体と、それと町主体と、町もできないことはございません。しかしやはり、町がすればどうしてもなかなかいろんな問題が出てきて、やはり住民の問題が盛り上がって初めて町が指導すると。お金を出したり、あるいは、こういう形でやった方がいいですよとか、そういう住民を行政は指導すると。あくまでも土地区画整理組合を地域の方々が作ってもらって、そして共同減歩、そしてそれを将来的には住宅地とか、あるいは工業用地として売るとか、そういう形が私は一番理想的だと思います。

そういうことで、ぜひこの問題も企業誘致と同じように地権者の皆さん方がみんながまとまって、そしてそれを実行するということが大切だろうと思います。それには行政がまた指導していく、あるいはまた行政が幾らか補助をしていく、そういう形が一番理想的だと思いますので、ぜひこれも、私は人口増を図るためにはぜひ必要だと思いますので、どうか皆さん方よろしく願いしたいと思います。

○4番（中城峯英君） 副町長ともこの件はお話しさせていただきました。民間で土地区画整理

事業というのはリスクが多すぎて、とてもできませんよ。御承知のように、換地だとか公共減歩だとか、保留地減歩と、あるいは遺跡が出たらまた。嘉島は御存じですよ。今イオンの東側、あれは役場の建設課が発注して土地区画整理を。嘉島の荒木町長とお話しさせてもらいましたけれども、全部役場主導でやっていますので、そこら辺のところはやっぱりいろんなテクニックというといかんけれどもやり方はあると思いますので、民間じゃとてもできませんよ、これは。早期の初期投資もかかりますし、借金を抱えているなら誰が役員するかという話になりますので、ここら辺はいろいろとまた工夫しながら、嘉島はやっていますので、やれんことはないと思いますので、ぜひとも今後御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副町長（本田安洋君） 私も嘉島の事業は知っているんですけども、井寺地区は大体は民間主導であったんです。最後はあまりにも金額が大きくなって、もう地権者の方がどうしてもやりきれないということで、町に肩代わりしてやっていただきたいということで、もうここまで金を打ち込んだんだからということで、町に変わったと思います。

それと、今クレアの前です、あそこをやっていると思いますけれども、あれはやっぱり民間主導なんです。そして造成とかいろんな形は区画整理組合という町が発注しているんですよ。そういう形です。だから、ほとんどの区画整理事業というのは、今までは民間主導でございました。そして、それを町が行政主導をすると。町が町道を入れるとか、それを買い上げるとか、あるいは水道を入れるとか、あるいはガスを入れるとか、そういうのは行政がやると。あくまでもまとめるのは地権者がまとめると、そういう形が多かったんです。城南なんかは全部そうです。城南の舞ノ原です、これは全部民間主導です。私は今度嘉島は初めてだろうと思います。あれはどうしても100億円ぐらいかかりますから、どうしても自分たちでは受けこなさないということで、途中で替わったと思います。

そういうことで、御船の場合も、ぜひそういう雰囲気が出れば、町ですか、あるいは地権者ですか、それは今後考えていきたいと思います。

○4番（中城峯英君） もうそこら辺のところは副町長はプロですので、知恵を出していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

あと15分しかありませんので、次に行きます。

地方創生について質問します。地方創生は、地域活性化のみならず、震災からの復旧・復興にも大きな役割を果たすものと考えております。また、先月全議員研修で視察した北

海道東川町にて、定住促進の取り組みについて研修を行いました。そこで地方創生における町の事業や取り組みについてお尋ねしますと。

地方創生の、まず1点目に、地方創生の拠点整備事業で、緑の村建設のドームハウスとありますが、事業の進捗状況は、先ほどのお話によると、今度の議会の議案に上がっていますけれども、発注はまだということで、間に合うでしょうか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） お答えします。

工事契約につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、熊本県菊池郡大津町の肥後木村組と12月7日に仮契約をしております。また、本議会に提出をしております契約議案について議決をいただきましたら、本年度3月竣工を目指してまいります。

○4番（中城峯英君） 私も先週現地に行って見てきました。5基のドームの白線が引いてありました。確かに場所もいいし、眺めもいいし、いいところなんです。だから、鶴野係長、今年7月の地方創生委員会で鶴野係長は、声高らかにこの拠点事業をやりますと、夢いっぱい、ああ、これは期待を持てるなとみんなそう思いましたが、もうあえて聞きたくないんですけれども、何でそう遅れたんですか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） 事業執行が遅れた要因としましては、短い事業期間の中、構造材の選定を含めて、当初計画の見込みの甘さというのが1つあると思います。また、私たち職員が建築また工事に精通をしておらず、化石発掘体験事業またがあっば祭りなどの通常事業と併せて、並行して当該事業を進めることが円滑にできなかったということが最大の理由として挙げられると思いますけれども、いずれにしましても、私たちの能力が足りていなかったということが最大の理由となりますので、今も猛省しているところです。

○4番（中城峯英君） 御承知のように、今年の前期の繰越工事で期間は十分あるんですよ。あえて言いたくないんだけど、それは皆さん方が建築の知識はないというのは、それは当たり前ですよ。だから、そういったことも、何か、申し訳ないけど、役場の皆さんは資料を作ったり説明は上手だけれど、実行が伴いませんねと言わざるを得ませんが、町長、この辺いかがお思いですか。

○町長（藤木正幸君） 御指摘のとおり、思う節もあります。しかしながら、今1つの目標に向かって職員が一体となって進むという雰囲気はございますので、ぜひともこの事業を一つの課だけに押し付けるのではなく、全員でカバーしていきたいと思っております。

○4番(中城峯英君) 先ほど申しました災害公営住宅にしろ、こんな復興の目玉となるべき、これも遅れよるということで、非常にそういうところが、皆さん頑張りよるんだらうけど、非常に疑問を持たざるを得ん状況なんです。そこら辺のところも心してやってもらわないと、町民の皆さんは見てますよ、後ろにいっぱい見えておりますけれども。そういったことをぜひとも、もういまさら遅うなるという、とにかく3月までにいろいろ問題あると思いますよ。バタバタでやって、安全面大丈夫か、建物大丈夫か、事故は起きらんかというのはあると思いますが、事故がないように完成して、間に合わせてもらって、そして今町長がおっしゃったように、次は、これを基点にしてどのような地域おこしを考えておられますか。

○商工観光課商工観光係長(鶴野修一君) 今回整備しますドームハウスを核としまして、中山間地域の食材提供、また体験イベント関係の拡充をいたしまして、中山間地域の経済活動の拠点として活用していければと思っています。

また宿泊型ということで、いろんな滞在時間も延びますので、いろんな可能性も増えてくるのかなと期待しているところです。

○4番(中城峯英君) 地元の愛郷吉無田との意見交換会を何度もされていますよね。地元の皆さんの期待と大きいと思いますので、これからその核にしてどう地域を皆さんと一緒に盛り上げていくかと。それともう1点、この事業は、町長のさっきのお話では、役場でこうでありますということでしたですよ、それでよろしいですか。

○町長(藤木正幸君) まずもって、役場でコーディネートしていきたいと思います。しかしながら、運営におきましては役場でずっと運営していくわけにはいきませんので、いち早い段階で民間委託という状況をとりたいと思います。

○4番(中城峯英君) シミュレーションによりますと、繰入金は減ってくるけど、ずっと赤字なんです。続きますので、民間に将来委託すると。それを目標を持って、スタート時から何年後には民間に委託するという、そういったこともシミュレーションに考えてやっていただかんと、ズルズルとまた赤字をです。このシミュレーションには減価償却も入らんとらん役場正職員の人件費も入ってないです。そういったことも含めてどうするかは、この機会にきちんとした方針を出してもらって進めていっていただきたいと。

それと、ぜひともこれを成功させて、鶴野係長よろしいですか、あのとき一生懸命言いよったじゃないですか、地元で頑張りますと。だからぜひともやっぱりそういったことを

やっていただきたいということですが。

町長、いずれにしても、やっぱり町長の強いリーダーシップがないと事は進まんと思うとです。だから、町長の決意のほどを聞かせていただきたいと思いますけれども。

○町長（藤木正幸君） 東川町のほうに研修に行きました。恐らくあそこでの話も含まれてくると思いますけれども。東川町で私たちはやはり今後の東川町がしてきたことを習ってきたと思います。次の日に東京で会議がありました。全国で経済状況の悪い自治体が20自治体集まって、どういったふうに改善していくかという会議をしたんですけれども、その中において、私の隣が東川町の副町長でした。ということで、やはり東川町で習ったことを含めて、いろんな話をさせていただきました。やはり財政基盤が弱いということから、東川町のスタートを切ったということをお聞きしました。その中において、一番大事なのは、今議員が御指摘のとおり、リーダーの存在だということ副町長は言われておりました。役場の中にもリーダーが必要だし、民間にもリーダーが必要だし、もちろん町長のリーダーシップも大事ですよというお話をしておきました。

そういった形で、物、形、夢、そういったものを形として残していくためには、そういったリーダーシップをとりながら、今後進めてまいりたいと思っております。東川町そしてむかわ町へ行った研修の成果は、役場の中でもまた発揮していきたいと思っております。

○4番（中城峯英君） 私も民間に40年おりましたけれども、やっぱり民間だったら社長ですよ。役場だったら町長がリーダーシップを発揮して、方針を。でもそれは当然幹部の皆さんから意見を聞いて、方向性を決めて、これで行こうということを決めていただかんと事は進みませんので。それは今町長が決意のほどを申し上げられましたので、ぜひとも今後期待をしたいと思います。

併せて、次に行きますが、まちづくりについてです。役場の職員の皆さん対象には提案制度的なものがありますということですがけれども、一般住民だとかは、これは玄関の前に提案箱があるというのは知っていますけれども、ここら辺のところももう少し積極的に皆さんの意見を聞いて、こういう時期ですので、町長も行かれましたから一番御存じだと思いますけれども、東川町は役場の職員とか地域の旭川大学の学生の提案で、手作りのいすをプレゼントするとか。長くなりますので細かくは言いませんけれども、そういったことをやっておりますので、改めてそういったことを、いろんな機会に、広報とかいろんな場面で、そして町民の意見をですね。いろんな分野の方がおられます。経験豊富な方がおら

れますから、今町はこういったことを取り組んだらどうですかと。金がかからんことをやっていたよね、東川町は。金がかからなくて町民に優しい、町民に寄り添った施策をやっていますよね。だから、そういったことを皆さんから広く意見を聞いていただいて、提案をいただいて、そしてまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

時間になりましたので、ありがとうございました。

○2番（森田優二君） 2番、森田です。通告しておりました件について質問いたします。

1、農地の災害復旧について。平成28年熊本地震及び豪雨災害における農地の災害復旧における被害状況及び復旧状況について。2、農業振興について。御船町の今後の農業振興について質問いたします。

なお、個別の質問に関しましては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の質問にお答えします。

まず1、農地の災害復旧についてですが、御船町では昨年発生しました熊本地震から創造的復興を目指した平成29年3月に御船町震災復興計画を策定いたしました。現在その計画の中で、産業の発展・支えるについて、農業生産基盤の復旧や農業の振興策に取り組んでいるところです。今回、御質問があった農地や施設等生産基盤の復旧と農業の振興についてお答えいたします。

まず、農地と災害復旧事業の進捗状況と今後の取り組みについてですが、現在304件の工事の発注を行っています。年内に残りの200件の発注を予定しています。今後は施工業者の協力を得て、農地及び水路や農道等の農業用施設の早期復旧を目指していきます。事業完了年度としては、平成31年3月末を予定しています。

また、既農業者が将来に希望を持って農営を継続していくため、被災者向け経営体育成支援事業に取り組んでいます。関係農家より281件の申請があり、現在農業用倉庫、畜舎、農業用機械の復旧が進んでいます。この事業につきましては、年度内の完了を目指して努力しています。完了が困難な案件もあり、これから県・国との協議を行う必要があります。

2、農業振興についてですが、次に、2点の農業振興についてお答えいたします。現在農業の振興については、第5期御船町総合計画の中で、平成28年度から31年度の第12期基本計画に基づき、農業施策を推進しているところです。

御船町の農業については、平坦地区と中山間地区に大別され、平坦地域の水田における農業は、水稻、麦等の土地利用型農業が中心で、飼料用イネ作付けや、近年は飼料用米や

加工用米の作付けが増加しています。また、中山間地域においては、水稲と露地野菜の作付けが中心で、豊かな水と気候を利用した農業が営まれています。

具体的に取り組みとしては、平坦地域においては、経営所得安定対策に対する農業経営を維持し、農業基盤の整備や大型高性能機械の導入による農作業の効率化を図り、経営規模を拡大することが必要だと考えます。また、整備された圃場を有効かつ効率的に行うため、土地の貸借による流動化を推進していきます。また、中山間地域においては今後も中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金制度からなる日本型直接支払交付金事業を活用し、農業、農村を維持していくため、継続して取り組んでいきたいと考えます。

中山間地域は狭い農地が多いなど、生産条件が不利であるため、圃場整備や用排水路施設の整備などの生産基盤の整備を推進していく必要があると思います。そのため、中山間地域総合整備事業に取り組み、農業・農村の活性化を図っていききたいと考えます。

熊本地震からの復旧・復興を優先課題とし、震災復興計画の実施については、第5期御船町総合計画に基づき、御船町農業振興地域整備計画、御船町水田フル活用ビジョン等の計画と整合性を図りながら推進していく必要があると考えます。

あとは、自席において、また必要な部分については担当課より説明させます。

○2番（森田優二君） それでは、詳細について質問をさせていただきます。

まず、発災時の件数と、また水稲が作付けできなかった面積、これは大体どれぐらいありましたか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

まず、熊本地震及び豪雨災害における農地の被害報告ということで、御説明します。まず、熊本地震によるものが報告があったのは1,318件、また豪雨によるものが1,643件、合計2,961件の災害報告がっております。

それと水稲の作付けができなかった面積ということで、これは平成29年の実績になりますけれども、熊本地震によるものが67.6ヘクタール、豪雨によるものが9.8ヘクタールということで、合計77.4ヘクタールが平成29年度の作付けができなかった面積となっています。

○2番（森田優二君） 作付けできなかった面積が77ヘクタールということで、かなりあったと思います。それに対する対策というか、こういったものを、そのときの話では大豆とかいろいろ話が出ておりました。そこらあたりを含めて、町はどういう指導というか、話をされてきたのか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

この被災した水田の転換作物として、ただ今議員が言われたとおり、大豆を推進はしてきました。それと、飼料用作物、またカボチャ、あと地力増進作物ということでレンゲやソルガムといったものを作付けを推進してきたところです。農業関係団体と協力しながら進めてきたということです。それと、また例としては古閑迫地区においては大豆の集団化という形で取り組んだところです。

○2番（森田優二君） 次に、大体発災当時は3,000件ぐらいあったということでしたけれども、国・県の査定件数です。これと工事発注状況、これは今はどういうふうになっておるでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

この農地災害復旧事業につきましては、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律と、いわゆる暫定法ということで、これに基づき農家からの申請があつて災害査定を受けているということで、今回申請が採択になった件が、609件災害があつております。査定を受けております。その中で地震が252件、豪雨災害が357件となっています。これは1件当たりで何箇所も工事を発注しておりますので、採択しておりますので、大体1,000カ所ぐらいは査定を受けたということになっております。

それと、発注状況につきましてですけれども、609件のうち、12月15日までに304件の発注業務を行っております。それと、廃耕といいます、農家の方が申請を取り下げられた件数は100件ほどあります。

それと、あと残り205件ですけれども、これは年内に発注ができるよう今準備を進めているというところです。

○2番（森田優二君） そうしたら、工事自体の終了ですけれども、大体いつぐらいをめどに見ておりますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 災害復旧事業ということで、事業としては3カ年間で終わるということになっています。平成28年災害ですので、平成28、29、30ということで、平成31年3月31日、それを事業完了年度として今取り組んでいるところです。

○2番（森田優二君） その中で、私が心配するのがあるんですけれども、約2年間水稲が作付けできなかったわけですけれども、例えば工事終了後、代かきをして水がたまらないとか何とか、そういった事案も発生するかと思います。そういった場合の救済というか、そ

ういった措置については考えておられるのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

災害については、平成28年災であれば28年しか申請ができないということになります。それで、工事がどうしても2年、3年目となった場合、先ほど御指摘があったとおり、復旧が済んで水をためてみないと水田として活用できないかどうかわからないというところもあります。実際、そういったところにつきましては、県が災害復興の基金事業として、農地の自力復旧支援事業だったり小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業として基金事業がありますので、そういった事業を活用していただきながら、農地の復旧に努めていただきたいということで、これはまだ平成30年度もありますので、そういった事業を活用していただくということで、今推進をしております。

○2番（森田優二君） 今回一般質問するというので、今の工事の状況というのをちょっと課長に相談しまして、写真というかパネルを作りました。（写真パネルを見ながら説明）

まず1枚目、これが農地の横の土手崩れです。それを着工前と完了ということでパネルにしてみました。これは、さっき言いましたけれども、こういった部分が崩れたとき、どうしても水がたまらないようなこともあるのではないかとということで、今質問をさせていただきました。

2枚目が、これは用水です。用水もきれいに今できております。やはり用水がまずできないと、水稻の場合は水がためられませんので、この話はよく聞きます。「用水ができないと水がなかけん、植えられんもんな」という話はよく聞きます。

3枚目は、これはマミコウ道路、これもマミコウ道路一帯が農業振興課の管理でありますので、ここも一応終わりましたということで、課長から写真をいただきましたので、農災関係は遅れているというものの、それなりにきちんと仕事をしてもらっているなということで、ちょっとパネルを作ってみました。

次に、査定漏れ、これも話をよく聞いているんですけども、査定漏れというか、当時発注できなかった、そういった件数は大体どれぐらいありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

この査定漏れということですけども、農家から申請が上がって、町で一応申請は受け付けましたけれども、査定に申請するのを町でいろんな行き違い等があってできなかったということで、これは申請者の方に大変御迷惑をおかけしたところでもあります。それで、

今11月末まで申し出のあった件につきましては、件数でいくと27件が申請者の方から申し出がっております。今後まだ何件か予想はされるかと思いますので、まだ申し出されていない方がおられる可能性があるということで、12月の広報みふねや町のホームページに掲載して周知を図っているというところでもあります。

○2番（森田優二君） 次に、要するに発災当時は大体3,000件、そして工事自体約1,000件ぐらいが工事をするという話でした。約2,000件といえば、かなりまだ災害がそのままに残るわけなんですけれども、そういった農地については、今後どのような対策をしようと考えているのか、少しお聞かせ願います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

先ほど言われましたとおり、被害件数としては約3,000件の被害報告がっております。その中で、国の災害査定を受けたのが609件ということで、箇所については約1,000カ所ぐらひは今回の補助事業ですることになりました。ただあと残り2,000件があります。そこにつきまして、まず申請をされなかった理由として、農家の高齢化や後継者不足ということで、申請を断念されたケースもあります。また、受益者負担金が結構多くなるといった形で申請を断念されたというところがあります。

こういった申請をされなかった農地につきましては、先ほどお話ししましたとおり、県の熊本地震の復興基金のメニューにある農地の自力復旧支援事業や農業用施設の復旧事業、そういったのを活用していただくということで、今そちらを進めているというところでもあります。

○2番（森田優二君） 次に、被災に遭った農家、小屋とか機械が壊れたという農家向けに、被災農業者向け経営体育成支援事業というのがあります。これの進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

被災農業者向け経営体育成支援事業の進捗状況につきましては、現在281件の申請がおります。その中で、現在152件が完了しているということで、約54%の進捗率となっております。平成30年3月までに完了予定の箇所も存在しておりまして、年内に約90%の完了が見込まれるということになっております。しかしながら、年度内での事業完了が厳しい案件も相当見込まれるということで、これは年度末に向けて事故繰越を想定して、時系列の整理と必要書類の提出を申請農家をお願いをしながら、県・国との協議を今行っているところ

いうところです。

○2番（森田優二君） もう1枚パネルを作っています。上のほうが、小屋が地震に遭った小屋ですけれども、それを今の資金を活用して造られた小屋です。やっぱり負担も大体1割、消費税が要りますので18%ぐらいになりますけれども、やっぱり農家としては大変貴重な補助金になっております。

次に、今負担金のお話をしましたけれども、農家の負担割合、これは経営体育成ではなくて、一般的な負担割合はどれぐらいになっておりますか。農地関係です。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

農地等災害復旧事業の負担金ということで、平成28年災につきましては、農地については3.4%、農業用施設については0.8%が農家負担となっております。補助率につきましては、農地が96.6%の補助、農業用施設が99.2%となっております。また、平成29年災についても補助率が確定をいたしております。その中で受益者負担が、農地については5.9%、農業用施設が1.4%の農家負担となり、補助率が農地が94.1%、農業用施設が98.6%という補助率が確定しております。

○2番（森田優二君） 今補助率の負担の割合が出ておりました。これ以上の負担軽減は考えていないのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

農家負担の軽減ということではありますが、この農災の補助率というのはこれは法律で定められたものでありまして、先ほど言いました暫定法という中で、基本としては農地が50%、農業用施設が65%という基本の補助率が決められております。町におきましては、受益者分担金につきましては、御船町工事分担金条例第4条により徴集を行っているというところです。その中で、受益者負担の軽減を図るために、農地では10%、農業用施設では5%の負担としております。それとまた、補助率増高の申請を行っており、ここでまた受益者負担の軽減を図っているということで、さらにここで激甚災害の場合はまだ嵩上げがあるということで、このような制度を活用しながら農家負担の軽減を図っているというところではあります。

○2番（森田優二君） 全部わかっているんですけども、なぜこれ以上の負担軽減がないかという話をしたかということ、実は大規模盛土関係、こちらは受益者負担がゼロになっております。同じ地震災害で、片方は宅地、片方は農地ですけれども、土地には全然変わりな

い。その中で、大規模盛土は負担が要らない、農地は3.4%まではどうにかできておりますということですが、私も農業をしております。そういったことを、また議員として考えた場合、片方はゼロで片方は3.4%というか、片方はゼロで片方は受益者負担を取るということでもありますので、そこらあたりあったので、この質問をさせていただきました。そこらあたりも含めて、町としてどういう考えでおられますか。

○町長（藤木正幸君） 先ほど農業振興地域について答弁したとおりであります。また、農振農用地の見直しについても、先ほど答弁したとおりでありますけれども、これは国の制度によって大規模盛土の負担そして農業者の負担というのが決められております。農業に関しましては、あくまでも個人の農地等を扱うということで負担が出ております。大規模盛土に関しましては、受益者負担というところもあると思いますけれども、しかしながら、そこを整備しない限り、広範囲の土地を扱うわけですので、誰の、そこが利益があるというものが確定しないということで、大規模盛土の負担と、それと農地に対する負担。だから、そこを工事することによって、どこに利益が及ぶかというところの差でこういったことが出ております。

○2番（森田優二君） 今の説明を聞くと、だったらなぜ、あれは何月だったですか、大規模盛土の条例で1.5%以内の受益者負担を取りたいということでの条例の提案があったんですけれども、南阿蘇村・西原村がゼロということが新聞に出ましたので、御船町も取り下げた状態になったと思います。

そういったことを含めて、私としては、やっぱりそういうのを条例で出そうとしたのだから、だったら農地ももうちょっと考えてくれないかということで、今回質問をさせていただきました。この件はあんまり突っ込んでも答えは出ないと思います。もうそれ以上のことは言いませんけれども。

次に、今後の農業振興ということで、特に来年から減反政策がなくなります。経営者所得安定対策による米の直接交付金支払いの廃止に伴って、その影響及びその対応というか、こういったことを町としては考えているのかをお尋ねします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

先ほど議員が言われたとおり、米の直接支払交付金が平成30年度より廃止されるということになります。現在平成29年度ですけれども、米の直接支払交付金の対象とされる農家の方は223名おられます。それで交付金としましては1,466万1,000円の交付となっております。

す。この交付金につきましては、米の作付面積に比例して交付されるということで、大規模な農家ほど影響が大きくなると考えています。

来年からこの生産数量の目標が廃止されるようになりますが、今後もこの目標数値につきましては、国の情報をもとに県・町の地域農業再生協議会を通して各農家に周知されていくということになります。しかしながら、この目標数値の減収については各農家の経営判断や販売戦略に委ねられるという形になるかと思えます。

その中で、町の地域農業再生協議会においては、今後も地域の米の販売需給動向の情報を提供するとともに、水田でどの作物をどれだけ推進するかを設定する御船町の水田フル活用ビジョンに基づきながら、非主食用米や麦、大豆、そのほか飼料作物の作付けを誘導していくという形になるかと思えます。その中で農家が安定した収入を見通し、自ら営農計画を設定できるような支援は今後もとっていきたいと考えています。

○2番（森田優二君） 平坦は今も大体集団化というか、米を植えるところ、それから大豆を、要するに今までは減反対策として大豆を植えるところ、そういったきちんと決めてされていたんですけども、中山間地になってくるとなかなかできないと思います。特に御船は中山間地が多いということで、いろんなそういった地元農家の人は困っていると思いますけれども、ここらあたり、中山間地の農業振興については、今町として何か計画は立てておられるのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

まず、中山間地の農業の振興ということですが、現在、第5期の御船町総合計画並びに農業振興地域整備計画、また何度も出ますけれども、御船町水田フル活用ビジョン、こういった計画を整合性を図りながら進めているというところで、特に中山間地域においての関連した事業としましては、中山間地域等の直接支払交付金事業、これは32集落において取り組みをされております。また、多面的機能支払交付金事業も20組織でやられているということになります。そのほか、町で平成31年の採択を目指しております中山間地域総合整備事業、これは御船、益城、甲佐広域連携で取り組みたいと考えています。

主な内容としましては圃場整備が中心になるかと思えます。それと農道の整備、用排水の整備ということで、やはり生産条件が不利な地域については、こういった事業を活用して農業振興を図っていくということを考えております。

それと、土地利用型農業競争力強化支援事業は農業機械の導入をする事業ですけれども、

これにつきましても、経営コストの縮減や安定的で持続的な地域農業を実現をすると。そのための集落営農や機械の共同利用組合、こういった組織化も推進していくということを考えています。

そのほか単独の事業としましては、農業用水の施設整備の事業、これは原材料支給であったり重機の借り上げといったことで、地域で整備に取り組んでいただくということで、こういった事業を今継続して取り組んでいきたいと思っています。

○2番（森田優二君） 今結局、耕作放棄地がかなり増えております。一番はこの耕作放棄地をどうするか、もう大変な課題になってくると思いますけれども、そこらあたりは、ちょっとどういうふうな対策をとっているか、いろいろあると思うんですけども、そこらあたりをいいですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

今の耕作放棄地の問題ですけれども、これは特に中山間地に多く見られる形で、特に原因としてはやはり農家の高齢化だったり担い手不足、またイノシシ、シカ等の獣害による被害でなかなか耕作ができていないというところが多く見られます。また、今回の災害においても耕作放棄地が増加していくんじゃないかという心配もしております。

その中で、事業としては耕作放棄地の解消事業ということで、国・県の解消事業もありますが、なかなかこれも進んでいないという状況であります。

そのような中で、やはり地域として守るべき農地は守っていこうという形で、なかなか耕作放棄地の解消まではいきませんが、今ある農地については極力守っていこうという方針で、先ほど言いました中山間地直接支払制度を活用して現在ある農地を守っていこうということで、そちらの事業を推進しているということでもあります。

○2番（森田優二君） 次に、震災復興計画、これに農地の大区画化や担い手の農地集積・集約化をすると書いてあります。ということは、町としても何か方策を考えておられると思うんですけども、そこらあたりはどうですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

農地の大区画化や担い手への農地集積・集約等ということですが、現在これは一応山間部においてはなかなか難しい部分もあるかと思えます。それで、平坦地区のことを考えてみますと、平坦地区で行われている農業を考えてみますと、経営累計の異なる作物、例えば水稻、麦、葉たばこ等がありまして、それを集約というのはなかなか難しいという

こともあって、現在あまりまだ進んでいないという状況です。

ただ、町としましては、この集約に関しましては、担い手農家、これは認定農家でありますけれども、その経営規模の拡大に伴う農地の貸し借りについての支援は、これは単独として行っております。借り手に10アール当たり7,500円、貸し手に10アール当たり4,500円といった形で、このような単独ではありますが、こういう事業をもちまして集積を進めているというところです。

○2番（森田優二君） わかりました。次に、農業振興地域です、普通私たちは農振と言っているんですけれども、これについて、少しお伺いします。

農業振興地域についてどう考えていくのか、それと結局農振地域の見直しです。ここらあたり町としてはどういう考えを持っておられるのか、お尋ねします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

まず、農地ですけれども、農地はやはり食糧生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地については有効利用を図ることが重要だと考えております。その中で、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法ですけれども、これにつきましては、農業の振興を図る地域を特定し、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進している地域ということになっています。

この農振地域につきましては、県知事が農業振興地域整備基本方針に基づき地域を設定しているとなります。その中の土地利用計画として御船町農業振興地域整備計画により農用区域を設定しています。これがいわゆる農振農用地ということで、一般的に農振地といわれているものです。

この農振地においては、農業上の利用を確保すべき土地で、原則として農地以外の利用を制限しているということになります。これによって守るべき農地というのを農振法で確保しているということになります。

○2番（森田優二君） 先ほど中城議員からの質問の中で、副町長もインター付近の開発のことをちょっとだけ述べられましたけれども、やはり平成31年の上野インター開通で、御船町は3カ所のインターが利用できるようになります。ただ最近インター付近の開発の話をよく聞いておりますが、このインター付近はほぼ農業振興地域になっています。今後の御船町の復興を考えた場合、この農業振興地域の見直し、インター付近の見直しというのは、これは当然必要になると思いますが、町はそこらあたりを含めて今後どのようにやってい

こうという、そういう計画まではないかもしれませんが、思いがあるのか、これはやっぱり町長に聞いたが一番かと思えますけれども。はい、どうぞ。

○農業振興課長（藤野浩之君） 先ほどちょっと答弁をしておりました。農振の見直しについて言われておりますので、まずそちらのほうを答弁させていただきます。

農振の見直しにつきましては、個別見直しと全体見直しというものがあります。この見直しということで、除外ということで御説明をしていきたいと思えます。その中で、個別見直しと全体見直しというのがありまして、どちらの除外を行うにしても、農振法により除外できる場合が限られているということになります。これは、町の農業振興地域整備促進協議会において協議をしながら、その後県知事の同意が必要になってくるようになります。また、大規模な面積になると、国との協議も併せて必要かとなります。

その個別見直しにつきましては、具体的な開発の計画があり、その計画が要件をすべて満たしていれば、農振除外をすることができるとなっております。また、全体見直しは個別見直しと同様に、具体的な計画について判断するものと、農用地区域に含まれない土地に該当することとなった場合、これは圃場整備地内を大きな道が通ったとか、そういったのが考えられるかと思えますが、そういった場合は農振除外をすると、できるということになっております。

○副町長（本田安洋君） 農振の問題、その前に、農地の集約化の問題、先ほどありましたから、私から述べてみたいと思えます。

やはり、農地の大型化はやはり基盤整備が大体一番いいと思えます。残っている地域がまだ御船町に幾つかあります。そこらあたりは、できるだけそういう形にやってもらうということが一番大切じゃないかと思えます。

それと、集約化の問題に対しましては、農業委員会法の改正によりまして来年が御船町の場合は改選でございますけれども、農業委員会の一部改正によりまして、来年度から農業委員のほかに農地利用適正化推進委員というのができます。今計画しておるのは皆さん方御承知だろうと思えますけれども、農業委員が14名、それから農地適正化推進委員が10名でございます。この農地適正化推進委員の方ができるだけ農地の集約化のために頑張ってもらって、そして認定農業者に集約してもらうように努力していただきたいと、そういうふうになっております。

それから、2番目の農振地域の問題でございますけれども、やはり農業振興地域は農業

を守り、そして農家を守り、そして食糧の基地としての代わりは私はないと思います。しかし、国道やあるいは県道、あるいはまたインターチェンジ周辺の農地等については、やはり時代の変化とともに、御船町にとっても、また地権者にとっても、その協力が得られれば、企業進出等の必要性が生じたときには、国や県と相談をしながら、柔軟に対処していきたいと、そのように思っております。

どうかよろしく申し上げます。

○町長（藤木正幸君） 今後の経営について、農業的土地利用と非農業的土地利用、この区別をちゃんと行いながら、均衡化を図らなければいけないということを思っております。

まず、震災が起きて今後どうまちづくりをしていくかというところで、最初に打ち出したのが、産業の均等化というのを打ち出しました。1次産業、2次産業、3次産業、ある程度御船町はこの基盤を均等化させていくことが、復興から次の段階に移るものだとは思っております。しかしながら、ここのところにおいて必ず農地の利用というのが避けられない課題となってきます。その辺は町民の方々とお話をしながら考えていきたいと思っております。

それと、先日4Hクラブの総会に出席しました。農業を愛する若者に熱く語ってもらいました。やはりこういった若者が農業をしたいという、どこでどんなふうにしたいというのを把握しながら、こういった農業を推進していく。そういったところもこの農地の利用においては一番大事じゃないかと思っております。大規模化すれば大規模化するだけ若者の力が必要になってきます。そういった話をお聞きしながら、それとともに、今後御船町においての産業の均等化を図る上での土地利用計画、農振法とか、いろんな関係が係ってくると思いますが、その辺はクリアしながら、対話の中から行っていきたいと思っております。

○2番（森田優二君） 最後になりますけれども、今町長から、農業、4Hクラブですけれども、若い人の話が出ました。私もやはり復興計画、これはコンサルがある程度作ったものだと思っております。役場でも、前回も1回言ったことがあるんですけども、やっぱりビジョンです、これが必要だと思います。役場にも若い人がいっぱいいます。その人たちが結局40年、50年先、自分たちが言うなれば退職するなりというか、そういったところを見据えた長期ビジョン、これも必要ではないかと思っております。やはりコンサルが作ったビジョンじゃなくて、やはりそういったところ、農業は、農業者の若い人だったらまちづくりに

は、町全体の若い人の話もですけれども、役場職員の若い人にどんどん話をしてもらいながら作るのもひとつかなと思います。

そういったことで、なかなか去年の地震以来、復旧もまだまだ遅れておるかと思います。それにちなんで今度は復興もしなければならぬ。職員もかなり大変なところは知っておりますけれども、そこらあたり、町長、副町長がうまく舵取りをしながら、若い人の意見を盛り込んだ、そういった御船町のビジョンづくりができたらと思います。

そういったことで、私の質問を終わります。

○議長（田端幸治君） お諮りします。午後1時まで休憩したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） それでは、午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○3番（岩永宏介君） 3番、岩永です。

先々月、10月27日ですが、その日の新聞を何気なく手にすると、「いじめ最多32万件」の大きな文字が目飛び込みました。その新聞は、文部科学省が前日の26日に公表した全国の国公私立小中高、特別支援学校が対象の2016年度問題行動不登校調査結果を1面トップ扱いで大々的に報道していました。私はいじめ問題と不登校問題は、学校関係者はもとより私たち大人が解決に向けて取り組むべき深刻な課題だとずっと考えてきました。2年前にもこの問題に関して同様の一般質問をいたしました。本日も重ねてこの問題について質問いたします。

まず、本町の各小中学校における児童生徒に係るいじめの問題について。

1つ、2015年度、2016年度並びに今年度、現時点までのいじめの認知件数はどうなっているのか。

2つ目、いじめの実態把握はどのようになされているか。

3つ、いじめが認知された場合の改善策や解決策はどうなっているか。

次に、本町の各小中学校における児童生徒の不登校問題について。

1 つに、2015年、2016年度並びに今年度現時点までの不登校者数はどうなっているのか。

2 番目に、不登校者への対応はどのように行われているかについて、前回出しておりました質問内容について質問しようと思います。

詳細にわたる質問については、質問席で行います。よろしくをお願いします。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の質問にお答えします。いじめ問題についてお答えします。

いじめは決して許されない人権侵害であり、特に児童生徒の教育においては根絶しなければならぬ大きな課題だと認識しております。私たち一人一人が自分以外の人に寄り添う心を持ち、思いやりの心や生命尊重の気持ちが育てていけば、いじめは決して起こることはないと信じています。震災の復旧・復興期にある今こそ、子どもたちの世界からいじめを根絶できるよう、本町の教育に期待します。

続いて、不登校問題についてお答えします。議員御指摘のとおり、いじめ問題と同様、現在深刻な社会問題となっているのが子どもたちの不登校です。当事者である子どもたちや、その御家族の境地を思うと、本当にやりきれない気持ちでいっぱいであります。さまざまな要因や理由があろうとは思いますが、教育委員会、学校、家庭、各種の相談機関等協力してその解決に当たり、不登校の子どもたちが一日も早く楽しい学校生活を送れるように祈っています。

以下につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○教育長（本田恵典君） それでは、岩永議員の御質問にお答えをします。

まず、いじめ問題についての1、2015年度、2016年度並びに今年度現時点までの認知件数はどうなっているかについて、お答えをします。一昨年度のいじめ認知件数は、御船町で小学校25件、中学校20件となっています。昨年度は小学校21件、中学校14件で、震災があつたにもかかわらず若干減少をしております。今年度は、1学期までの各学校の調査によりますと、教育委員会への報告ではゼロ件になっておりますが、例年2学期末、ちょうど今頃ですが、実施されております県の調査でまた出現をしておりますので油断はできないといったところでございます。

いじめ問題の2、いじめの実態把握はどのようになされているかについて、お答えいたします。さきに述べましたように、多くの学校で学期に1回の生活アンケート調査が行われていますし、県教委ではちょうどこの時期平成18年度から始まった心のアンケートとい

ういじめに関するアンケートを県下一斉に実施をしております。このほか、子どもたちが書きます日記や生活ノートから担任がいち早くいじめを把握することもありますし、保護者からの連絡でありますとか、逆に子どもたちの言動の変化を保護者に知らせ、いじめを把握することもあります。

また中学校では、全員がアルファベットでQU（キューユー）といいますけれども、QUという調査を受けて、人間関係や学習意欲、いじめを受けていないかなどについて分析をしています。中でも重要なのは、教師による日々の観察と言葉かけであり、このことから把握されるいじめは早期発見につながっております。

次に、いじめ問題の3、いじめが認知された場合の改善策や解決策はどうなっているかについて、お答えします。

私はまず、どのようないじめであっても、まずいじめられた子どもの心に寄り添うことが一番だと考えております。そこでの担任の役割ほど重要なものはありません。その次に重要であるのが、事実の把握であります。いじめの事実を把握しなければ、解決策も改善策も見えてきません。小学校では昨年、一昨年までのいじめがすべて解決をされていますので、どの学校でも実践されている解決策、改善策を幾つか御紹介をいたします。

まず第1に、しっかりした事実を把握し、いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方の話をじっくり聞き、特にいじめた子どもについては、いじめられた子どものつらさ、悲しさについてじっくり考えさせ、深い反省を促します。

第2、いじめた子ども、その保護者揃ってきちんと謝罪をし、反省と出直しの機会とします。その際に、担任として学校として不備な点があったならば、双方にきちんと説明をし、謝罪をいたします。

第3、その後怠りなく経過観察を行うことはもちろん、学級や学年、学校全体の問題としてとらえ、全校の児童生徒にいじめ根絶を訴えます。学校に設置されているいじめ防止対策委員会等でもいじめの検証を行い、その後のいじめ防止に全力を挙げます。

第4、いじめは謝罪で収束するというのではなく、まず学級集団としていじめを克服し、立ち直り、集団としてまとまることが大切であります。信頼関係と支持的風土を作りだして初めていじめを乗り越えたといえます。

以上、4つ上げましたが、学校の組織としてのいじめ対策の見直しもきちんとなされなければなりません。このほかにも解決策、改善策として、教育事務所に配置されているス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することなども考えられます。

また、自殺に至るいじめや傷害を負わされたり、重大な金品の被害に遭ったり、精神性の疾患を発症させられるようないじめの場合には、重大事態として対処し、教育委員会の会員はもちろん自治体の長も総合教育会議を招集し、問題の解決に当たることとなります。

最後に、対処療法だけではなく、最大の改善策は、いじめの予防と早期発見であることを忘れず、学校での子どもの見守り・観察等、保護者の協力を得て、子どもの言動の少しの変化も見逃さない学校・家庭一体となった体制づくりが肝要だと考えています。

続きまして、不登校問題の1、2015年度、2016年度並びに今年度現時点までの不登校数はどうなっているかについて、お答えします。

一昨年度の不登校数は、御船町で小学校2件、中学校16件となっています。昨年度は小学校2件、中学校12件で、これも震災があったにもかかわらず、中学校が若干減少をしております。今年度は、11月末までの調査によりますと、小学校4件、中学校11件で、昨年度より増加傾向にあります。

次に、不登校問題の2、不登校への対処はどのように行われているかについて、お答えします。県下一斉の取り組みといたしましては、県教委が提唱しております「愛の1、2、3運動」が全県下展開をされております。これは、欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目以降は組織的な対応として、学校がチームとして対処するとしております。もちろん、ただ電話をしたり家庭訪問するわけではなく、休んでいる理由や状況を的確に把握することが重要となります。

この時点で、病気や事故、けがではなくて欠席をしている場合、別の原因や理由がわかっているときには、その解消に全力を挙げることとなります。その際、ほかの子どもたちや学級集団の協力、御家庭の協力、そして教師集団の協力が欠かせません。もしもそれで解消が難しいときは、先ほども言いましたが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を仰ぐことも大切です。

そして、長期間の不登校が続くようであれば、学校内の不登校対策委員会等で協議し、本人の居場所作りを検討することとなります。もし学校内に教室以外の居場所があれば、その場所を最優先に確保し、全職員で分担して、その子どもに対応をいたします。それが難しい場合には、ほかの教育機関と連携して、学校以外の居場所作りに全力を挙げます。

本町の例では、町の図書館でなら自習ができるということで、開放したこともありましたが、今現在フリースクールで過ごしている子どももおります。本年施行されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本方針にもありますように、不登校状況の把握、組織的・計画的な支援、家庭にいる不登校の子どもへの支援、民間の団体との連携と協力、そして教育相談体制の充実、こういったことを中心に教育委員会といたしましては、学校に対して不登校の子どもへのしっかりした支援を促してまいりたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、先ほどの、まずいじめの問題なんですが、ちょっと私が聞き漏らしましたので、2015年度が何件とおっしゃいましたでしょうか。小学校が25件ですか。中学校が20件ですか。2016年度はいかがですか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

繰り返しになりますが、一昨年度が小学校25件、中学校20件、そして昨年度が小学校21件、中学校14件でございます。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、2017年度の現時点まではゼロ件ということなんですよ。例えばそういう数字が具体的に今出てきましたが、できれば小学校別に聞きたいところですが、やはりプライバシーに配慮する必要があると思いますので、わかりました。

この件数について、例えばゼロ件だったり出てきますが、件数の実態報告としては、これは今みたいな形で、おっしゃったような形で把握に努められてきたわけですが、この件数自体について、全国的な状況と比較しましていかがな思いでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 大変申し訳ありませんが、全国比較はいたしておりませんけれども、県あるいは上益城郡との比較はしております。上益城の平均と比べますと、若干いじめの件数は多うございます。それから、県平均と比べますと、上益城の平均は高うございます。したがって、県全体の平均に比べますと、上益城が高くなり、そして御船はの上益城より若干高いという結果でございます。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、例えば2017年度がゼロ件ということですが、これはあと2学期、3学期がありますので、そのあたりで変わってくると思いますが、そして、この非常に多い、数的には結構多いと考えますが、この事例については、いじめについてはどのような状況に、おおむね解決はできているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 先ほども御答弁申し上げましたように、小学校ではすべての事例が

解決をしております。申し添えますと、中学校は解決前に卒業をしてしまいまして、約1件、未解決で終わっております。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、私は2年前の2015年にも同様の質問をしておりますが、実は、こういう議会では、第8回定例会12月会議の会議録というのがございまして、これを改めて読んでまいりましたけれども、おおむねその当時の、2年前の実態把握の仕方とおおむね変わらないのかなと思います。

そのことについて、お伺いしますけれども、2年前の教育長の答弁には、心のアンケートは年1回、悩みごと調査、その悩み調査の中に、ある女の子が複数の男子児童からばかと言われてたり、体に関するあだ名を日常的に言われたりたたかれたりすると言動があったと記述していたという答弁をなさっておりますが、この心のアンケートというのは、悩みごと全般について質問する、いじめに限らずいろんな悩みを相談する、記述するという中身でございしますか。

○教育長（本田恵典君） これは、県教育委員会が主体となって行っているものでして、学校で楽しく過ごすためのアンケートという言い方もありますけれども、主に、最初の質問がたしか「あなたは学校が楽しいですか」という質問から始まっていると思いますけれども、その後いじめに関するアンケートに移っていくという、そういうアンケートでございします。

○3番（岩永宏介君） ……初めて聞いたと思うんですが、生活アンケートというのは、これは町独自のものでございしますか。

○教育長（本田恵典君） これは、大体という言い方はちょっと不適切かもしれませんが、ほとんどの小学校、中学校が学期に1回、大体学期末だろうと思いますけれども、私名前は生活アンケートと言いましたけれども、さまざまな名前で付けられておまして、学校生活を楽しく過ごすためにということで、さまざまな項目について学校でされ、そしてそれを分析して、不登校の傾向であるとか、いじめの傾向であるとか、そういうことをつかんでおられると聞いております。

○3番（岩永宏介君） その2つのアンケート、心のアンケート、これは県教委主催が作った分ということですが、その生活アンケートは今学期に1回は行っているということですが、それは記名式ですか、無記名式の調査方法ですか。

○教育長（本田恵典君） 私が聞きました限りでは無記名だったと思います。

○3番（岩永宏介君） 無記名ということでは、例えば無記名でそういういじめがあったとい

う記載があった場合には、あるいは丸を付けていた場合には、非常に自分の学校でそういういじめに遭っているというのがわかりますと、教員としては、学校職員としては非常に不安なわけですので、やはり何とかして特定しなければならないという考えにいくだろうと思いますが、無記名の場合に、いじめに遭っている該当生徒を特定することは行われているのでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

私も経験があるんですけども、大体30名から35名ぐらいまでは、後ろから集めたりしますと大体担任としては把握ができるものでございます。

○3番（岩永宏介君） 非常に具体的に中身に入りますが、その両アンケートは、例えば選択肢といいますか、自分がいじめの被害に遭った中身についての選択肢が、いろんなことで、例えば先ほどのような女子生徒の場合も、女子児童の場合もありますけれども、体にまつわるあだ名を言われるとか、そういう具体的な選択肢が幾つか並べてあって、例えばひやかしやからかいとか嫌なことをされるとか、無視をされるとか、恥ずかしい危険なことをさせられるとか、そういう選択肢を設けたアンケートでありませうか。どうでしょう。

○教育長（本田恵典君） 大変具体的な質問でありますけれども、両方あるのではないかなと思います。例えばからかわれた、ひやかされたというのに丸を付けて、そしてどんなからかいであったか、あるいはどんなひやかしであったかと。

それから、もう1つは作文形式のものもございまして、「あなたは何かいじめられたことはありますか」ということで、そのまま作文の形で書かせる、そういうやり方もございます。もう少し、もっとあろうかと思えますけれども、思いつくのはその2つでございます。

○3番（岩永宏介君） 私が非常にこだわっておりますのはこの記事なんです。これは今年の、10月30日の毎日新聞の記事なんです、ここではグラフがありまして、都道府県別の1,000人当たりのいじめ認知件数というのが出ておりまして、1,000人当たりのいじめ件数は、全国平均は23.9人、熊本県は、これはグラフははっきり細かいところまで出ませんけれども、10人ぐらいの感じで棒グラフは出ております。

ところが、そういう形で自治体で温度差があるわけですけども、今言ったとおり、全国平均ではそうですが、4年連続で最も多いのが京都府なんです。これが1,000人当たりのいじめ認知件数が96.8ということで、突出しております。その次は宮崎県、沖縄県、宮城

県あたりが迫っておりますが、60から80ぐらいの間なので、最多というところでは96.8人ということで、ものすごく突出しておりますが、これはどうしてだろうと、4年連続の突出して多いのは、こんなことなのです。1学期末と2学期末の2回アンケート調査を実施している。これが1点です。そして、子どもが回答しやすいよう、匿名を認めている、無記名式ということです。

それから、先ほど私が挙げたような具体的な選択肢を設け、いじめのあったかなかったか、種類を尋ねていっているということです。

こういう形で、全国では実態把握をいかにするかということで、ものすごく工夫をしております。私もこういう基準を見ますと、2年前の実態把握と変わらないような手法でやっていくということが本当にいいのかどうか。先ほどのいじめ件数が20件とか何件とか、数字が多いか少ないかというのは、本当はもうちょっとアンケートの工夫をやったりすれば、もっともっと上がる可能性もあるわけです。そういうことについての工夫・改善の高まりを期待したいわけですが、いかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

先ほどちょっと私のほうでも付け加えるのを忘れていたんですけども、その学期ごとに行われている小中学校での生活アンケートのようなものについては、県が行っております心のアンケートに大体準じて作られているものと理解をしております。

それから、少し長くなりますが、この全国のいじめ調査が始まったときの第1回目の調査は、熊本県がダントツの1位でございました。それはなぜかと申しますと、たしか何千件かあったと思いますけれども、細かな調査をやって分析をしたからだ、その当時の県教委が答えておりました。確かに小さなことまで、当時バラバラに行われておりました調査では、からかいとかひやかしといったものはあまりいじめの部類には入っておりませんでした。ところが熊本県はその当初から、非常に細かいところまで分析をしまして、そしてそういったものもいじめであるということで選択肢の中に加えておりました。そういうことで、非常に件数が多かったというのを覚えております。

議員御指摘のところは、まさにそのとおりでございまして、ただ、熊本県はそういう調査を繰り返しながら、だんだん少なくなってきたと私自身は理解をしております。心のアンケートにつきましても、今議員がおっしゃったように、細かな選択肢を設けておりますので、今現在も御船町の各小中学校もそういった形で行われておるものと思います。

○3番（岩永宏介君） 今申し上げたとおり、いじめ発見の手立て方法がこれでいいのかどうか。そして、現在やっている方法についても、やはり工夫・改善し、方法をより実行性のあるものに進化させていってほしいという要望をしておきたいと思います。

それから、次にいじめが、前回2年前に私が質問したときに、ちょうど平成25年にいじめ防止対策推進法というのができ上がっておりましたので、そのことに絡んで質問もいたしました。この法律の中にこんなふうになっておりますが、第2章のいじめ防止基本方針等というところに、地方いじめ防止基本方針というのがございます。これは何かといいますと、12条なんです、地方公共団体はいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、基本的な方針を定めるよう努めるものとする。御船町なら御船町のいじめ防止基本方針を策定するように努めなければならないと書いてあるわけですが、御船町については、この基本方針はでき上がっておりますでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

前回、議員の御質問がありましてから、その後教育委員会会議を開きまして、平成28年3月1日に御船町いじめ防止基本方針を発行といいますか施行をしております。

○3番（岩永宏介君） これはでき上がっているということですね。はい。そうしましたら、これは私は非常に高く評価したいと思います。努めるものということですので、策定は努力義務みたいな感じになるのでしょうか。その中で作っておられるということで、非常に安心をいたしました。

次に、今度は13条なんです。13条には、学校いじめ防止基本方針について13条がございますが、今度は学校です。当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとするということですので、これは定めなければならないと読めるかと思えます。

2年前の教育長の答弁では、基本方針及びいじめ防止マニュアルを作成し、本年度末、2015年度末ということになると思いますが、「本年度末までには本町独自の、学校独自のいじめ防止基本方針の策定を終える予定でございます」と述べられておりますが。各学校すべて、全小学校、中学校については、完成しておりますでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 確認はできておりませんが、これも議員が前回御質問なされた後の校長会で指示をいたしまして、このいじめ防止のための基本方針という名前にはなっていないかもしれませんが、いじめと不登校に関しては、これは県からも通知が

まいりまして、対策の協議会、委員会を学校の中に立ち上げ、そしてその目標を定めなければならないということが出されておりますので、きちんと作成されているものと思います。

○3番（岩永宏介君）　・・になるんですが、と思いますと、作成されていると思いますというだけでは、非常に私は、ちょっといけないなと強く思いました。

○教育長（本田恵典君）　早急に確認をいたしたいと思います。まだ確認がとれておりません。申し訳ございません。

○3番（岩永宏介君）　私も確認しようと思ってインターネットを開いたんですが、数校の分はインターネットで開くことができました。そして、あるものは、もう本当にやっぱり、先ほどの推進防止法の趣旨をしっかりと理解されているから作れるような簡潔な、わかっているからこそ簡潔にしたものを作って、読んで、保護者が読めば、本当にこの学校に安心して出せるなという基本方針がありました。非常に感動を覚えたぐらいのものでした。

ところが、できばえに非常に差があるんです。読んでいって、本当にこの法律の、このいじめ防止対策推進法の趣旨を本当に理解できているのだろうか。読んでいって引っ掛かる文言が出てくるんです。これは逆じゃないかなと、私の理解が間違っているのかということ。そして、あの中で私は、前回の2年前に言ったのが、いじめの傍観者であってはならないということです。さっき素晴らしいという学校の例は、ここをきちんと盛り込んでおられました。ところが、それじゃないんですね、そういうのもないし、もう読んでいって、誰が読んでというのは言いませんけれども、読んでいって、これはこの法律の趣旨はやはり理解されていないということが1点と、これでは、やはり何か事件が起きたときには、重大事故に該当するような事例が起きた場合にはスムーズに動けないんじゃないかなと。長いんですよ、文章は。ところが要領を得てないと、私は感じるものがございました。

まだしっかり確認しておらないということですので、これはもう大至急、やはり命にかかわる問題ですので確認をして、やはりあのいじめ防止対策推進法に合致した、それを受けての中身なのかをぜひ確認いただきたいと。そして、そういう感じられたところがあるならば、指導していただきたいと思います。

このあたりはちょっと詳しくやろうと思いましたがけれども、また次回に回したいと思います。

2番目の問題に行きたいと思いますが、今度は不登校の問題です。不登校の年度ごとの報告についてですが、2015年度が小学校合計2名、そして中学校が16名、2016年度は小学校2人、中学校が12人、今年度については、4人と11人という答弁がございました。そして、不登校への対処はどのように行われているかというところでは、私も教室以外での居場所づくり、教室になかなか入れない場合とか、それから学校以外での居場所づくり、これは例えば教室以外での居場所づくりというのは、保健室とか図書館とか、そういうので各学校がやっていることなんです。

加えて、今度はそれにプラス学校以外での居場所、例えば町の図書館とか、ということで、もう1つが、今日中心に今から質問したいと思いますが、教育長からフリースクールの件が出ましたので、私もその件について質問しようと思っていました。これについて、フリースクールについて質問を今からいたします。

そういう生徒がいるということですが、このフリースクールというのは、学校教育上の位置付けはどのようになっておりますでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

学校教育法の第1条に学校の規定がございますけれども、この1条によらない民間の教育施設という認識でございます。

○3番（岩永宏介君） そしたら、最近非常に不登校生徒についての通知というのが多く出されておりますけれども、今民間の施設ということを言われましたけれども、例えば近年といたしますか、最近出た文部科学省からの通知に幾つかございますが、その中でのフリースクールの位置付けはどんな形で書かれておりますでしょうか。例えば先ほど出されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律でも結構でございます。そういう法律とか数値がどのような形でフリースクールを定義していますでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

文部科学省からの通知でございますが、平成28年9月14日付けで出されている文科省の通知に、不登校児童生徒への支援のあり方についてというのがございます。私はこの中から拾い出したところがございまして、その中に、民間施設についてのガイドラインというのがございます。その中を少しだけ読ませていただきますと、「法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識または経験を有し、

かつ社会的信望を有していること」とあります。これを満たしているところが不登校の児童生徒を受け入れることができる民間施設であろうかと思っております。

○3番（岩永宏介君） 私も今手元で確認しましたがけれども、そんなふうに確かに書いてございますが、これとの、今度はそういう定義付けのフリースクールと既存の今の学校、町内の小学校・中学校です。

すみません、その前に不登校が、フリースクールを今出しておりますけれども、町内の児童が通っているフリースクールはどちらにございますか。どのフリースクールを今年頭に、町内にございますか。

○教育長（本田恵典君） 今現在、不登校とはいえないかもしれませんが、学校に行けない子どもが通っているフリースクールがあるのは私も存じております。

○3番（岩永宏介君） 具体的にどこにあるかというのは。

○教育長（本田恵典君） フリースクール「さなぎのもり」であろうかと思えます。

○3番（岩永宏介君） そして、町内に確かにそういうフリースクールということで、これは熊本県立大学の石村先生がやっておられて、445号の下小川野というところにある施設だと思えます。それで、その民間施設、フリースクールの民間施設がありますが、では、既存の学校、小学校、中学校との関係というのは、どんなふうなことが、先ほどの数値あたりでは期待されていますよ、という。

○教育長（本田恵典君） 当該施設、フリースクールの石村先生ともお会いをしましたし、それから、そのフリースクールに通っている子どもが属している学校の学校長とも話をしまして、しっかり連携をしていくようにということで、私から指示をしてあります。

○3番（岩永宏介君） 確かに、先ほどの不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方といたしますか、その通知の中にも、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義が述べられております。そういうことで、実際教育長はその石村先生が開かれているさなぎのもりというフリースクールに、実際お出かけになって、向こうで話されたということですか、石村先生とは。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

先生が私のところにおいでになりまして、その折にお話をしたところでした。

○3番（岩永宏介君） 非常にこういうのがあるということ、私は、例えばいじめの問題といたしますか、いじめが原因で不登校になっている生徒にとっては、これは文部科学省の言

葉づかいなんですが、そういうものからいじめを苦しめた不登校の児童生徒が緊急避難的に利用できるという使い方、表現をするんです。そういう意味では、私はそれを聞いて、非常にありがたいなと思いました。そういうフリースクールが御船にあるということを保護者から聞いて、ありがたいなと思って出かけて、行って石村先生がやっておられるというのがわかりました。

そういうフリースクールと既存の学校は積極的に連携しなければならないわけですが、それでは、当該学校の小学校から例えばそこにどういう教育がなされているか、指導がなされているかということで、訪問したりなされているんでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 当該学校の校長及び石村先生とお話したのが、まだそんなに日が経っておりませんので、その後当該学校の校長にも指示をして連携するよという指示をいたしましたけれども、その報告自体はまだ受けてはおりません。

○3番（岩永宏介君） 当該学校の校長先生に、その当該フリースクールと連携をするよという指導をなされたということで理解してよろしいでしょうか。はい。

そうしましたら、先ほど町長からもいじめは根絶しなければならないと、それから生命尊重の精神が身に付いておれば、そういう事態は起きないと。とにかく、このいじめを起因とする不登校というのは、これは出る可能性というのはものすごく高いんです。だから、そういうのが、もう学校に行けずに家庭に閉じこもったりすると、社会的な自立も基本的な学習能力といいますか学力も付きませぬので、そういう意味では、当該のフリースクールと学校はやはり連携をとるべきだろうと、積極的にとるべきだろうと思いますが、そういう意味で指導をなされたということでは非常にありがたいなと思います。

そしたら、学校は欠席して不登校になります。欠席になるわけですが、例えば学習指導要領上欠席になるわけですが、そのあたりのフリースクールに参加したときの日数あたりを例えば出席にみなすとか、そういう形の文部科学省の指導あたりはどんなふうになっていますか。その点についてお聞きしたいと思います。

○教育長（本田恵典君） お答えします。

少し時間をさかのぼりますと、今おっしゃったちょっと長い名前の法律ですが、この法律の制定前は大変フリースクールと教育委員会、学校は不幸な関係にありまして、出席として認めるかどうかという判断に迷ったり、あるいは学校長が出席を認めないという事案も起こっておりました。今回連携・協力し、不登校の解消に当たるということと、それ

からずっと昔は非常に教育課程にやかましいといいますが、そういうところがあったんですけれども、今はそれは非常に柔軟な考え方に変わってきておりますので、学校長とまずフリースクールの代表と会うことが大事でしょうし、またその間に教育委員会が入ることもできると思います。今のところ、私はフリースクールできちんとした教育、見守りがなされていれば出席とみなすという判断でおります。

○3番（岩永宏介君）　そういう意味では、ぜひ学校長も、これは法律上も出席扱いの要件の中に、これは教育委員会と校長との間で十分話し合いがあって、これをきちんとした要件を満たすフリースクールとみなされた場合には、そういうこともまたできるかと思うので、ぜひ近いうちに、その民間のフリースクールに足を向けられて、施設もどういう施設になっているか、そういう具体的に相談・指導できる建物が準備されているのか、そのあたりを確認されて、ぜひそういう出席扱い、緊急避難的にいじめ、こういう生徒児童も出てくると思いますので、先ほどから言いますように、これは、不登校の原因というのはさまざま要因が複雑に複数、複合的にある場合もございますが、一番私が懸念するのはいじめによる不登校、いじめを原因とする不登校、そのあたりはやはり私たちは本当に目を皿にして見つけ出す必要がありますので、そういう中で、そういう児童が学校には行けないけれども、フリースクールには動くという、そしてそこからまたその指導者、フリースクールの先生方の指導によって学校にまた戻るということも考えられますので、ぜひやっていただきたいと思います。

最後に、メモが届いたようでございますので、先ほどの件わかりますでしょうか。全部の学校が出ているかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○教育長（本田恵典君）　先ほどは大変失礼いたしました。

先ほどのいじめ防止の基本方針の各学校での作成状況ですが、全学校方針を作成していると。内容はどうあれ、今のところ作成をしているということでございますので、先ほど御指摘がありました内容については、私自身で改めたいと思っております。

○3番（岩永宏介君）　最後に、ある小学校は、ある町内の学校はきちんとインターネットの学校のホームページでいじめ防止基本方針というのが、もうすぐクリックできるような状態で、最初のトップ画面に出ておりました。やっぱりそのあたりをもうちょっと認識といいますか意識付けをよろしくお願ひしたいと思います。それが1点です。

それから、先ほどの、私はそういうところからも大変不安を覚えるのは、さっきの義務

教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、長たらしいわけですが、教育の機会の確保ですか、これもフリースクールに関してのことはもとより、非常に、例えばこれと同時に、今度はこれも出ております。この法律の第7条に基づいて、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針、これもやはり全部の職員がこれに目を通して、例えばこんなことも書いてあるんです。先ほど教育長が言われましたけれども、非常に文部科学省のほうが柔軟で、都会のほうが先を行っておりますので、やはりへき地ですよ、こういう意味では、人権とかそういう問題についてはです。そのあたりはやはり私たちは気に止めておくべきだろうと思います。どうしても遅れます。

その中で、いろいろ書いてあるんですよ。どういう雰囲気の良い学校を作りなさい、魅力あるよりよい学校づくりとか、いじめ、暴力行為、体罰を許さない学校づくり、それからそういう、もう1つは児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施とかです。文言とともに、文言もただ知っているんじゃないくて、理念だけではなくて、具体的な事例といえますか、具体的に書いてありますので、ぜひこれを読んで、教員はやはり研修に励むべきだろうと思います。

それで、1つだけ最後に申し上げたいと思いますのは、これが先行しているんです。2番目に言いました、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの中に、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりの中に、学校が児童生徒にとって楽しく安心して通うことができる居場所であるためには、いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際には毅然とした対応をとることが大切であり、このような学校づくりを推進するとともに、いじめ防止対策推進法の適正な運用を図る。

それと次です。その3行、また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。

こんなふうに書いてあります。こんなふうに厳しい文言が出てきたのは、私は初めてと思います。懲戒処分まで、不登校の原因について、それが原因である場合は懲戒処分ということですね。まあ体罰等の関係でしょうけれども。そういう厳しい内容がありますので、ぜひこれを各学校で、確かに職員研修というのがいろいろ言われますけれども、やはり確実に具体的なことをやるべきだと思います。ぜひ教育長の指導のもとに、なかなか難しいと

思いますけれども、各学校がいじめ撲滅に工夫改善をしながら進めていただきたいと思います。ということをお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○5番（福永 啓君） 一般質問を行います。

現在、地域防災計画の策定が進んでいると思います。熊本地震以前も地域防災計画はありました。また、ハザードマップもありました。以前より再三地域防災計画やハザードマップについての問題点を指摘していたところではありますが、やっと地域防災計画やハザードマップについて抜本的な改正を行うという答弁をいただいた直後の熊本地震でした。熊本地震以前にも、地域防災計画やハザードマップについての問題点は認識されていたと思いますが、今回の熊本地震によりさらなる問題点や課題が浮き彫りになったと思います。その浮き彫りとなった問題点や課題を地域防災計画やハザードマップにどのように生かしていくのかお聞きします。

続いて、仮設住宅、今後の有効利用方法について質問します。

今までも仮設住宅について一般質問を行ってまいりました。仮設住宅としての利用については、今回1年の延長が認められたところですが、その後木造仮設を含め、仮設住宅がどのようになっていくのか、という声をたびたびお聞きします。木造仮設住宅については、町として有効利用を図るということですが、どのような有効利用方法ができるのか。町としてどのような有効利用方法を計画しているのかお聞きします。

個別の質問につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の質問に関して、1、地域防災計画について。（1）地域防災計画改正の進捗状況はどうなっているかについて、お答えします。

地域防災計画の改定については、平成29年8月29日付けで契約を締結し、約3カ月が経過したところです。進捗としましては、30%程度となっております。平成30年3月にでき上がる予定です。業務は主に6つあります。1、資料収集整理。2、熊本地震の分掌事務、課題の整理。3、災害想定避難所の検討。4、各部署通常業務の分掌事務整理。5、地域防災計画・水防計画の見直し・改正。6、災害対応マニュアルの作成。それぞれの進捗率は、資料収集整理が90%、熊本地震の分掌事務・課題の整理が30%、災害想定避難所の検討が20%、各部署通常業務の分掌事務整理が20%、地域防災計画・水防計画の見直しが30%、災害対応マニュアルの作成が20%程度となっております。現在業者と連絡を密に取り合いながら進めているところであります。

(2) 地域防災計画改正に当たり、どのような点を重視しているかについて報告いたします。

今回の改定で重要視している点は主に2点あります。1つ目が熊本地震の経験を生かした内容にすること。2つ目が国交省が発表した浸水想定区域の改定に伴う変更であります。これまでの計画は、本町が経験した災害を想定したものでしたので、熊本地震ではほぼ計画どおりにできなかったのが実状であります。

このことを踏まえ、基本方針をはじめ、全体的に大幅な見直しを予定しております。また平成29年5月に国土交通省が浸水想定区域を大幅に変更し発表しています。これは近年のゲリラ豪雨や台風の大型化を考慮し、考えられる最大の状況を想定して策定したものであります。この浸水想定区域のもとに、水害の予防や応急対応、災害復旧などを見直す予定としています。見直した内容は、平成30年6月議会以降にお示しできるものと考えています。

2、仮設住宅の有効利用について。(1) 木造仮設住宅を仮設住宅として利用した後、どのような有効利用を考えているかについて、お答えします。

木造仮設住宅の今後としましては、仮設としての使用が終了した後、町の恒久的な住宅として利用が考えられます。恒久的な住宅として使用する方法については、公営住宅法に規定する災害公営住宅を含む公営住宅として活用する方法と、町の条例で規定する住宅として使用する方法があります。木造仮設住宅を建設している県内の他自治体にも確認したところ、公営住宅の、縛りのある公営住宅としての使用予定の自治体はなく、条例上の住宅として検討しているところであります。本町としましては、まずは条例で規定する住宅としての利用を考えていますが、今後の利用については、御船町木造仮設住宅利活用検討委員会で協議した後考えたいと思います。

木造を含むすべての仮設住宅は、現在熊本県の所有となっており、木造仮設住宅については、仮設住宅としての供給期間の終了後、熊本県より無償で譲渡を受けることが可能とされています。しかし、現状の建物をそのままの状態が無償譲渡を受けた場合、今は仮設住宅ということで、特例的に建築基準法の規定を満たしていなくてもよいとされており、そのため、法令の基準等を満たしていない部分があるため、今のままで恒久的な住宅として使用することはできません。

恒久的な住宅として使用するためには幾つかの改修等が必要になってきます。また、改

修等に関しては、木造仮設のある7つの団地それぞれに共通するもの、団地ごとに異なるものがあり、改修等に関する費用や難易度が異なっています。

木造仮設の利活用については、さまざまな課題等があるため、今後御船町木造仮設住宅利活用検討委員会に諮問し、多角的な視点からの意見をいただき、その意見を踏まえた上で、仮設団地ごとの、どの仮設団地を恒久的な住宅として残していくのか、県へ返却していくのか、決定していきたいと考えています。

検討委員会委員につきましては、各団体の代表、議会議員、御船町役場関係課長からなる組織とし、今年度中に委員会として意見をまとめ、答申までしていきたいと予定しています。

その他の詳細は、担当課長より答弁させます。

○5番（福永 啓君） まず、地域防災計画からです。まず、基本的なことからお伺いいたします。地域防災計画とは、そもそもどのような計画ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 地域防災計画はどのようなものかというお尋ねですが、まず、この計画につきましては、基本となるのは災害対策基本法であります。その42条に、市町村地域防災計画という定めがあります。これにつきましては、その中に定める事項というものが規定をしてあります。その中で、施設の管理者、町でいえば町長になるわけですが、施設の管理者の業務としまして、防災施設の新設であったり改良、それから防災のための調査・研究、教育及び訓練、そして災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、そして、避難、消火、水防、救助、救難、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画を定めることとなっております。

また、それらのものを実際に実施するために、その措置に要する労務であったり施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等からなる計画、こういったものを地域防災計画の中に定めるということになっております。

○5番（福永 啓君） 今お答えいただいたように、地域防災計画というのは単なる防災計画じゃない、防災から減災、その他、やはり被害対策・対応を復興・復旧、これに至るまで、災害に対するすべての基本計画であり、マニュアルでもあるわけなんです。それを今から作り込んでいくわけなんです、先ほど町長から少し答弁がありました。熊本地震で問題があったと。今課長もいらっしゃるんですが、実際に職員の方々、非常に震災のとき実際にやってみて、これをもとにやってみて、いろんな問題があったと思います。先ほども出

ましたけど、具体的にどのような課題を実際やってみて感じたのか。そして、それに対して、どのような改善が必要だと一番強く思ったのか。そのあたりの感覚をお話しいただければと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 大きく言えば、その改善点ということになるかと思いますが、この熊本地震が最も大きな災害であったということは言うまでもないことなんですけれども、そういう、これまでに広域かつ大規模な災害が熊本地震以外にはなかったということであろうと思います。

そういった災害であったがために、なかなか初期の対応から十分な対応がすることができなかつたと思っております。特に、支援物資に関するもの、それから避難所が被災した場合の、その代替施設をどうするか、それから大量の避難者が発生しますので、避難者の中からの感染者の発生、それから今回感じましたペット同行避難、こういったものはあまり頭の中にはありませんでした。そういったことなど、挙げれば切りがないくらいなんですけれども、そしてまた避難所に大量の避難者が発生しましたので、職員を割り振ったわけなんですけれども、そのために災害業務の人員が不足するといった悪循環があったということも1つ挙げられると思います。

そのために、直接の災害対応がその分遅れてしまったのではないかなということが、1つ大きな反省点として挙げられるかと思えます。

また、災害の場合の対応の前の段階として、防災行政無線、こういった機械的な整備もなされていなかったということも、避難者に正確な情報を伝えることができなかつたと。その関係で被災をしている避難者に大きな不安感を与えてしまったということも1つ大きな反省点として挙げられるものと思っております。

○5番（福永 啓君） そのような、本当に今回は想定外を想定して、いろいろな計画を立てていかなければならないと思います。

あと、情報伝達です。先ほど課長の言葉の中にもありましたが、発災から2～3日経過した後、情報伝達、もちろん防災行政無線がなかつたのでこれは大変だつたと思えます。区長さんや民生委員さんたち、この方々が中心となつて行われたのです。皆さん精いっぱい対応させていただきました。しかし、皆様も被災者なのです。地区外に避難されていたり、地区内にいらっしゃらなくなつたり、地域で生まれてきて、自ずとその地区地区で、やはりその情報とか伝達の差がこんなに生まれてくるわけなんです。対応の差もです。

今回防災行政無線が整備されますから、音声による情報の伝達、これは今後町内一律ある程度の質は担保されるでしょう。しかし、どうしてもこういうときというのは、人が実際に行って行わなければならない作業というのは多発します。これらの問題、この問題については今後どのように対応されていくおつもりでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、災害時の情報伝達です。それから情報の収集があって共有して伝達をするということになるかと思えますけれども、まず、熊本地震の際には、何とか電話の確認で地域の嘱託員の皆様に電話連絡で何とか区域住民の安定確認を行ったということが1つあります。

そしてまた、現地の状況につきましては、道路とか農業施設、農地、こういったものは直接職員が出向いて行って確認した部分もありますけれども、その多くは現場にある程度張り付けてもらった消防団の団員から連絡をもらったというものもありました。

それから、集めた情報をどういうふうに周知をするかということになりますけれども、まず行いましたのは、議員各位にも出席をいただいたんですけれども、4月20日に合同の防災会議というものを行いました。それから災害臨時号という広報紙に代わるものです。都合3回発行をしております。それからホームページへの掲載、そして消防団による広報や区長、嘱託員、そして民生委員等による訪問活動です。そういったものもできる限りというところでしていただいております。

今後につきましては、防災行政無線はできますけれども、完成後です。ただ、今回の地震のような場合は、事前にその情報を伝えるということができませんので、基本的には地震の際には、事後の処理、事後の情報をどういうふうに伝え、的確な避難をしてもらうか、そういったことが一番大きな課題となってくるだろうと思っております。

そういった手段についても、十分考えて計画等に反映させる必要があるのではないかと考えております。

それからもう1つ、自治防災組織というものが組織上結成をされておりましたけれども、中では、いわゆる嘱託員と自治防災組織の長が兼ねているというところがほとんどであります。しかし、区の仕事です、行政区の仕事を直接請け負っている嘱託員と、災害に限って、災害の対応をやはりしていただく必要がありますので、そこは今後やはり変えたほうがいいのかなど。そして災害に専念していただく方々と、区長は区長として、嘱託員としていろんな連絡情報、そういったやり取りも必要になりますので、そういった部分を、こ

これは囑託区にお願いをする必要があると思いますけれども、その取りまとめ役として、やはり二本立てでいった方がいいのではないかと、そういったことは今後の課題として、また地域にもお知らせし、御協力をいただきたいと思います。と思っています。

○5番（福永 啓君） 自主防災組織です、御船って100%近くできていたんです、既に、熊本地震の前に。しかし全く機能はしませんでした。やはり位置付けも防災計画の中にもございませんでした。そのあたりも、多分今度の防災計画ではきちっと位置付けをしていただけるんだろうなと思っています。

また人です、区長、結局これは自身に限らず水害でも同じです。区長が被災されたら、じゃあ誰に言うのって、さっき言ったみたいに自主防災組織の長も区長だったわけなんです。そうすると、それによっても全然情報の伝達度合いが違いました。これはやはり人を、区長が被災された場合は誰、そこが被災された場合は誰と、せめて3段階、ここまではきちっと、人による確認、情報収集が必要なものに関しては、3段階ぐらいは決めておかなければいけないと、今回強く感じたところです。そのあたりはぜひ防災計画に盛り込んでいただければなと思います。

あと、避難所に関してなんですが、一定程度機能した町の避難所もありました。機能しなかった避難所もありました。自主的に避難所となった、全然私たちが想定していなくて、自主的に生まれた避難所もありました。また、このカルチャーセンターの例なんですが、これは職員の方も覚えていらっしゃる方も多いと思います。避難所に400~500人の方が避難されていました、前震で。その後に本震が起こりました。内部の壁とかが崩壊が始まりました。避難所に避難されていた被災者の方が避難所で被災されるという。そしてその方は深夜に狭いカルチャーセンターの前の駐車場に、もう400人ぐらいだったと思いますけれども、みんな本当に肩寄せ合って、少ない毛布を分け合いながら、あの日一晚過ごしたんですよ。私は本当に死人が出るかと思いました。よかったです、雨が降らなくて。寒かったけど、冬じゃなくてよかったです。偶然、幸いにもあそこで病人は出ませんでしたけど、そのように、避難所で避難した人が被災者になるという、本当に想定外のことが、恐らくカルチャーセンター以外でも、ほかのところでも多々起きていたのではないかなと思います。

このような避難所に関して、今回ハザードマップ等や地域防災計画を作られるわけなんです、これをどのように反映させるか、お話をお伺いします。

○総務課長（吉本敏治君） 今お話がありましたとおり、特にカルチャーセンターにつきましては、前震の後の本震で壁面が崩れたりとかということがあって、その下におられた方はびっくりされたかと思います。ただ、ほかのところでは、前震で既に使えなくなっていたという避難所もありました。その関係もあって、体育館を避難所としていたところ、急遽校舎の中に切り替えたりとか、そういった格好で対応をしましたがけれども、今教育委員会では、ほぼ体育館については災害復旧工事は終わっていると思います。あと、カルチャーセンターを今から本格的な工事に入ることになるかかと思っています。

それともう1つのスポーツセンターです。スポーツセンターが一番大きな数を収容できるというところで期待をしておりましたけれども、やはり天井が落下しまして使えなかったということで、ある限りの中での施設で、緊急的に代替しながら対応してきたというところがあります。今後も指定避難所として指定をしていきますけれども、一定の復旧工事が終わったところは、当面安心して避難所としてできるとは思いますが、ただ、災害の種類も幾つもありますので、今後は災害の種類に応じた避難所というものを少し考えていく必要があるだろうとは思っているところです。

そういう想定する災害です。地震等については、やはり壊れなければ建物の中ということになりますけれども、水没しそうなところであったり河川のそばであったりということを見ると、それから車での避難とか、そういったものもあると思いますので、そういった部分に避難所、避難場所というものを考慮していきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 避難所です、今種類別、これは本当に必要なことだと思います。災害によって一律に同じ避難所が使えるわけではないわけですので、そういうことは、実際に今ある避難所、そして自主的にできてきた避難所、これについてとりあえず総点検、見直してみてください。ここはどういうところで、なぜこれが起きたんだという、そういうこともやった上で、きちっと緊急的に避難するところ、そして恒常的に体育館みたいに、とりあえず何もわからないときにはあそこに行きなさいとかいう場所とか、そういうふうに幾つかきちっと指定していただければなと思います。

また、車中泊ですよ、今回、車中泊。民間の行為で車中泊させていただいたところもありました。この車中泊の場所についてはどのように設定していかれますか。

○総務課長（吉本敏治君） 確かに今回の熊本地震では至るところに車中泊の避難者というのが数多く出ました。最終的にその数が把握できないほど至るところに車中泊の避難者が存

在していたということももちろん反省点として考えられるところです。それにつきましては、まず避難所を指定するわけですが、車での避難ということになりますと、乗り入れられれば当然学校のグラウンドあたりも利用させていただきたいとは考えているところです。いわゆる公共施設として、あるいは公用施設として。

それから、先ほど言いましたけど、民間の敷地に多数の駐車場となっているところに避難をされた。これはお店側としてもどうすることもできなかったのではないかと感じております。今後は事前に結べる場所とはできるだけ協定を結びながら、いざというときの避難場所としての確保、こういったものが今後当然ながら必要になってくるだろうと考えております。

○5番（福永 啓君） よくわかりました。備蓄計画、これについても少々お答えください。

○総務課長（吉本敏治君） 備蓄計画についても、これまでの地域防災計画の中にも盛り込んではおったんですけれども、なかなかその整備については追いついていなかった。これは我々の危機意識としての反省点も踏まえて認識をしているところですが、いま一度支援物資を数多くいただいております。まだ一部一定のところに保管をしておりますので、まず、支援物資の確認をして、まだ十分使えそうなものについては、今後備蓄用のコンテナも整備しておりますので、そういったところへの配備と、それから今後考えられるものについては、これは予算上の措置が必要になってきますけれども、大体地域防災計画の中では5年間ぐらいでの計画を組んでおったんですけれども、今後も5年間をめぐって、必要なものを配備する予算をまず確保することが必要だと考えております。できるものとはできないものがあるかもしれませんが、どうしても避難所において必要なもの、そういったものを優先的に考慮していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 本当に備蓄は全くなかったですからね。私も終わってすぐ、社教に駆けつけたんですよ、何かあるかなと思って。毛布が15枚ぐらいありましたね。それを持ってカルチャーセンターに行って、皆さんにやりました。しかし、これほどやっぱり緊急に必要なものが全くなかった。本当に皆さん苦労して、家から持ってきたりとか段ボールまで、そして何とかその場をやり過ごした。こういう苦い経験がありますので、備蓄計画については計画的に進めていただきたいと思います。

また、ハザードマップの改訂も予定されているということで、内水被害のこともありましたけど、そのハザードマップで、大きくはどのように改訂されるのですか。内水被害、

先ほど国の想定というのもありましたが、例えばここのカルチャーセンターの横あたり、あのあたりは毎回浸かるんですよ、昔から。しかし、ハザードマップでは浸水地域になっていなかった。西往還のほうも一部そうです。

そのように、実状とかけ離れたところがたくさんございました。このあたり、今回はどのような改訂を予定していらっしゃるでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） ハザードマップについてですけれども、基本的にはハザードマップにつきましては、まず御船地域内には御船川という一級河川と、それから矢形川、これは二級河川になりますけれども、大きな川として2つ流れています。原則といたしますか、そもそも一級河川については当然国土交通省が浸水想定区域を管理していますので、その浸水想定区域が今年の5月に国土交通省で大きく見直しをされております。この大きく見直しをされた一因としては、去年も今年も日本各地で大きな水害が発生しました。そういったものを踏まえての最大限の災害を想定した改訂だと思っております。御船川水域についてはそれを使う予定であります。

そしてまた、矢形川につきましては、これは県の管理の河川でありまして、県がハザードマップ等に想定区域を作るわけなんですけれども、まだそちらは県に確認をしておりますけれども、まだできておりません。

したがって、今回の町の地域防災計画の中でのハザードマップ、こういったものについては、できるだけ必要な新しいものを使いたいと思っておりますけれども、県と連絡をとりながら、その辺を進めさせていただきたいと思っております。

○5番（福永 啓君） 国の想定、県の想定、まだそれからもしかしたら町の実状と違うかもしれないですね。それをきちっと現状を盛り込んでいただいてハザードマップは作っていただきたいと思うんですが、大体いつ頃完成し、大体町民に配布されるのっていつ頃になるか、大まかな目安があれば教えてください。

○総務課長（吉本敏治君） 今事業そのものについては平成29年度事業で進めておりますので、来年の3月までには完成をさせたいと思っております。

ハザードマップにつきましては、当然5月ぐらいから出水期に入りますので、できれば4月内には、4月ぐらいには地域住民の方々にもお配りをしたいと、することができるようにというところで今考えています。

○5番（福永 啓君） このように聞いていけば、どれだけ時間があっても足りないような地

域防災計画の内容なんです。この地域防災計画については、議会の議決事項でもあります。大体、今は3月いっぱいとか、6月までにはという話も出ておりますが、この地域防災計画について、議会に素案を示していただける予定はどのくらいで、どのくらいの議会に提出を予定していらっしゃるのか、わかる範囲でお答えください。

○総務課長（吉本敏治君） 冒頭で町長が申しましたように、議会には平成30年の6月議会以降にお示しをしたいと思います。素案等につきましては、できるだけその前の段階でと考えております。

○5番（福永 啓君） この地域防災計画及びハザードマップなんです、これはできておしまいじゃこれは決してないんです。御船町にはもともとあったわけなんです。しかし、今回地震の後、前震の後、私も町内を回りました。そしたら、町内、マラソンとか駅伝を待っていていらっしゃるみたいな方々でした、9時過ぎぐらいに。皆さん外に出て、道路のところに立ち尽くしていらっしゃるんですね。お話をお聞きすると、「何をしていたかわからない」「どうしていいかわからない」と、「全くそれがわからない」と、茫然と立っていらっしゃる方々が道の周りにずらっと並んでいらっしゃいました。やはり、そのためにも、この防災マップとか防災計画、それを周知徹底させ、そして防災に関する教育、集会とか避難訓練とか、そういうことです。そういう意識をずっと高めていくとともに、やはりそれを忘れないようにしていかなければいけないと思います。

これは、地域防災計画とか、今回の熊本地震でそれを周知、そして忘れないようにするためにはどのようなことを考えていらっしゃるか、お伺いします。

○総務課長（吉本敏治君） まず地域防災計画、ハザードマップもそうですけれども、周知方法としましては、地域における学校ですとか民間企業、こういったところで行われる防災訓練等にも、こちらから出向くことがあると思います。そういった際には地域防災計画も必要な部分は抜粋をしたりとか、そういったデータでもらう部分もありますので、そういった必要な部分は持っていきたいと思います。

それから、各囑託員の方々、そういったところへも、そして自主防災組織の長といったところにもできればお配りをしたいとは考えているところです。

○5番（福永 啓君） 地域防災計画の内容です。これはこんなに厚いんです。御船はこれぐらいでしたけど、多分今度はこんなに厚くなると思います、他町と同じように。それは、決してなかなかわかることではないと思います。仕方がないんですけれども、人間という

のはやはり痛い目を見らんとわからんわけです。だけど、痛い目に遭ってもすぐ忘れと
です。ですから、そういうのを忘れない、そしてこれをきちっと防災に対応していくため
には、わかりやすい情報の提供が必要だと思います。ハザードマップについても、単に地
図だけではなくて、防災計画の内容も織り込むとか、そのような工夫はぜひお願いしたい
と思います。

町長、地域防災計画の策定は、これからの防災についてどのようにお考え、どのような
方向性、どのような気持ちを持っているか、あと1回お聞かせください。

○町長（藤木正幸君） 今聞いておまして、議員御指摘のとおりだと思っております。私は
震災を受けました。震災のときに感じたのは、やはり計画はあったとしても行動に移せな
かったということを強く感じております。言われたように、やはり町民の方々が動けな
かったということは事実だと思います。

防災計画の中には避難所を開設するとか、何々をするというところまでは書いてありま
すけれども、いつ、どこで、誰が、何をするという、詳しいところまではなかなか踏み込
んでないということが現状だと思います。

そのことを踏まえて、今回の防災行政無線を整備いたしますけれども、私としたら町全
体で、どんなに防災訓練をやろうが防災計画を立てたとしても、震災を受けてわかったこ
とは、地域が動かないと何もできないということがわかりました。そのために、皆さん方
をお願いをして、地域振興波（シンコウハ）というのを付けさせていただきました。地域
が日頃からその無線を使っていろんな行動を訓練しないと、いざ何かあったときに行動に
移そうと思ってもできないと。だから地域振興波で日頃からそういった訓練をしようと。
その中において、片方からの一方通行ではまた防災はできなかつた。だから、防災無線の
ところには、必ず向こうからこっち側に情報が伝えられるようなものを付けたいというこ
とで、今進んでおります。

ぜひとも、訓練が私は一番大事だと思います。日頃からの訓練を地域で行っていくとい
うことを繰り返していくことにより、この防災のマップ、そういったものが有効活用でき
るのではないかと思います。これから、マップができた後、一緒にそういった訓練関係の
ものを出していきたいと思います。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

次に、仮設住宅について、有効利用について質問します。現状は先ほども少しは御説明

いただきました。現状及び制度上のことなのですが、そもそも仮設住宅というのは、仮設住宅として利用された後はどのようにするという制度になっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

制度上ということでお答えさせていただきたいと思います。仮設住宅の期間終了後に県が解体、撤去を行いまして、仮設住宅が建設前の状態に戻す。これが基本となっております。木造仮設につきましては、仮設期間終了後には町が条例上の住宅として有効する場合は、無償で譲渡を受けることができるということに聞いております。

また一方、災害公営住宅として使用する場合は、公営住宅法の規定を満たすための改修が必要となりますので、その改修を県で行ってから譲渡となるため有償譲渡となると聞いております。しかし、今申し上げましたことに関しましては、現在は仮設住宅としての利用が主な目的でありますので、まだ仮設住宅として活用している最中であるため、今のところ県から正式な通知があっているわけではありません。

○5番（福永 啓君） 仮設の中にプレハブもありますよね。プレハブの仮設については、これはその後の有効利用等はどのようになりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） プレハブ仮設につきましては、これはリース物件であります。

県がリース契約をしております。また5戸のコンテナの仮設については、町がリース契約をしております。仮設期間が終了した後は無償で譲渡を受ける予定であります。

○5番（福永 啓君） プレハブ仮設なのですが、木造は県から無償で譲渡を受けることができるとさっきおっしゃいました。プレハブ仮設については、リースではあるんですが、これを町が買い取ったり町が譲渡を受けたりすることは制度上できるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

プレハブ仮設につきましては、言われるように、県がリース契約をする段階で、解体までを含めたところで契約を行っているという状況であります。そのため、県の予算や契約内容の変更など、さまざまな調整が必要となります。プレハブ仮設を町が必要とするニーズ調査等を行った上で、県またはプレハブ業者と協議をしていく必要があるものと考えております。

○5番（福永 啓君） これは今、全部可能性についてお聞きしているところなんです。まず、町が木造については譲渡を受けることができると。この町が譲渡を受けた木造仮設なのですが、これに何か用途の制限というのは、制度上は係ってくるものなんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今の用途の制限についてなんですけれども、木造仮設を恒久的な住まいとして使うのであれば、建築基準法等の規則があります。さらに、法の基準を満たすために補助金の活用を行えば、その使った補助金の制限があるものと考えております。災害公営住宅として譲渡を受けるのであれば、災害公営住宅として使うという形で制限がかかります。条例上の住宅としては、条例で用途を定める必要がありまして、条例でどのように定めるかの制限はないと聞いておりますが、譲渡を受ける前にどのような目的のために譲渡を希望するのか、こういう確認が県からあるものと考えております。

○5番（福永 啓君） そこはちょっとよくわからないところなんです。例えば、この木造仮設というのは、2年間ないし3年間の仮設としての役割が済んだ後のことを私たちは言っているわけです。では、県がどうやっているか、過去に、実は同じ木造仮設は阿蘇でも造られています。ではその後どうやっているかといったら、県はその譲渡制限などは全くかけずに、単に競売に出しているんですよ。単に競売に出して、5,000円で落札した人もいれば高く落札した人もいると、そのようなことになっているんです。今回も譲渡するにあたり、何をもって譲渡制限が付くのかというのは、ちょっとわからない。これは後々の、今なぜですかと課長に聞いても、それは県の方針ですから、課長はお答えできないと思いますが、そういうことも含めて、検討委員会で検討していただければなと思うんですが、まず基本的に、住宅としての利用は、これは町で検討されているところなんです。そもそも、今あるすべての団地、それがそのまま、そこにあるまま有効利用は可能なのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

そのままの状態、恒久的な住宅として活用する団地はありません。すべての団地について、何らかの補修などが必要との指摘を受けているところでもあります。

○5番（福永 啓君） 簡単にで構わないんですが、木造仮設団地を有効利用するため、その場所で仮に有効利用するためには、それぞれの団地に主にどのような規制がかかっているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、御船町には今7カ所木造仮設住宅があります。この7カ所すべてということで。

○5番（福永 啓君） 大体主な施設でということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 大まかな施設で、はい、お答えします。

まず、田代東部の仮設団地ですけれども、ここは合併浄化槽の改修が必要です。西木倉仮設団地につきましては、団地前の道路が、建築基準法の道路としての認定を受けて、またこれは農地転用の許可が必要となってくると思います。次に、甘木の仮設団地につきましては、合併浄化槽の改修、それに建築基準法による接道のセットバックが必要です。東小坂の仮設団地につきましては、建物が構造上建築基準法に合致しておりませんので、屋根や壁を取り壊して造り変える必要があります。また駐車場とか通路、この確保ができていない点も改修する必要があると考えています。また一部に農地があるため、農地転用の許可が必要と。次に、滝川仮設団地につきましては、都市計画法上の開発許可を受ける必要があると。落合仮設団地に関しましても、これも一緒です。都市計画法上の開発許可を受ける必要があります。またここに関しましては、浄化槽の改修、それに農振の除外、それに農地転用の許可が必要となってきます。最後に南木倉なんですけれども、これも都市計画法上の開発許可が必要となっています。それと別に、合併浄化槽の改修です。それと、今言いました開発許可を受けることになった場合は、面積に応じまして、調整池が必要となってきたり、固まった緑地が必要となる場合があります。

○5番（福永 啓君） このようにお聞きしていると、やはり規制がたくさんあります。適用させるためには、全部をそのまま使うというわけには絶対いかない。幾つかは解体しなければならないというか、建物はそのままでは使えない。解体しなければならないところが出てくるのではないかと思うんですが、そのところはどうお考えですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町が活用しない団地につきましては、もう解体ということになってくると思います。譲渡を受けない限りは県の所有物なので、それに関しましては県が行うということになります。

○5番（福永 啓君） 同じような仮設は、先ほどもちょっと申しましたけど、阿蘇の豪雨災害、平成24年の豪雨災害、それにおいて阿蘇市で何件か木造住宅が建てられています。その後は、今現状はどうなったか、調査等はしていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 阿蘇市に電話をかけて確認をしております。まず、15戸につきましては、これは県から譲渡を受けまして、阿蘇市の条例上の住宅として利用されております。平成28年の2月、3月頃にすべての住民が再建されまして、退居をしたところと聞いておりますが、その直後に熊本地震がありましたので、そのまま熊本地震の仮設住宅

として活用していらっしゃるとのことでした。

その他の団地につきましては、譲渡を受けずに、県へ返還されております。その後、返還を受けた県が公募を行いまして、一部を住宅や部材として売却されたということでした。

○5番（福永 啓君） その木造住宅です、町が使いませんかといって県に返還した木造住宅がどうなったかというのは、調査してまいりました。これは新聞等で競売の告知があったそうです。そして、入札、落札を経て、落札者によるいろんな利用がされています。その中の1つ、紹介いたします。今回皆さんにお配りしたんですが、小国町です。こういうふうに温泉を掘って、その前に宿泊施設、リゾート小国という名前の小国の施設なんですが、ここが一番右端、こっちから行ったら左端のほうにあります。この建物、これです。大きく見ると、皆さんが見られていらっしゃるような部分です。これが今宿泊施設として有効とされています。これはここに10数キロメートル移動されたそうなんですけど、では幾らでどうなったかと。この方は、県から5,000円で落札したそうです。基本は、落札した後は、2カ月以内に撤去してくださいと。そして、基礎から何から撤去してくださいということだったのです。用途はもちろん自由です。何しろ部材として売ってもいいし、転売してもいいし、そしてこの方はもちろん自分で使うつもりでしたのでそこに建てました。

このように、本当にいい建物に見えます、基礎からきちっと打ってあって。これは移築費用は350万円です、すべてを込みで。もちろん撤去から移築まで350万円です。中をお見せしたいと思うんですが、台所です、これは仮設の台所です。皆さんよく御覧になっている仮設の台所です。そして、こういうふうに、これは2DKの部屋です、2DKが2つ入っているんです。そういう本当に立派な宿泊施設となって今再利用されておりました。

今の課長の話からも、利用できないものは必ず出てくる。その場合については、県が責任を持って撤去することになるであろうとおっしゃいましたが。それはもちろん撤去するしかないんですよ。これを撤去せざるを得ないような建物、これは御船町において移築等により有効利用等、それは考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 移築という有効活用についてと思いますけれど、十分それは検討に値するものと考えております。先ほど、この写真のやつは県が返却を受けた後に、解体するのではなく、有効活用するために公売をしているものと思います。その際に、阿蘇市から買いたい住民等がいるというニーズを、県へ情報提供を行ったという話も聞いて

おります。どのような形で県と協力体制をとっていたかという情報収集を図りつつ、県と協議を行っていききたいと、もし同じことをすれば、そういう形で考えております。

○5番(福永 啓君) 一回県に返すのではなくて、これは今後の協議になると思うんですが、これは町の財産だと思うんです。実際にこの木造住宅を自宅の再建に利用できたらな、どうだろうなという相談も何件か私も個人的には受けています。まだわかりませんが、大分前からですよ、これは。

そういう、有効利用の具体策については、県に返したりじゃなくて、これは町が、私はこの160戸、ファインプレイだと思っているんですよ。ようこれだけ造ってくれたと。その後もこれは県に返さず、町として有効利用できるのだったら、町として有効利用したほうがいいんじゃないかと。可能性はたくさんあると思います。生活再建、被災者の生活再建に使うのもいいでしょう。そのほか、これを町の事業者たちが、何らかの補助金をもらって中山間部に宿泊施設、農園をする宿泊施設を造ると。そうすれば、350万円ですよ。もしこれを町がやったら、これは700万円、800万円は絶対かかると思います。民間だからこそこれが350万円で実際移築できているんです。これは随分前の話じゃないんですよ。つい1年ぐらい前の話ですよ、これを移築されているのは。

ですから、そういうあらゆる可能性を勘案して、先ほども十分検討に値するとおっしゃっていただきましたので、この検討委員会等で、極端な話ですよ。この木造住宅です、買い取って、町がもらい受けて分譲として売りましょと、そういうこともできるんですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

補助金等の活用がなく、その制限がないことなら、譲渡を受ける際の目的や条例上の用途を果たした後であれば、可能かも知れません。しかし、譲渡を受けてそのまま分譲となると、分譲目的で譲渡を受けることになるため、今のところ、条例上の住宅としての利用とか、災害公営住宅としての利用という点でしか県と話し合いを行っておりませんので、そのような目的で譲渡を受けることが可能かどうかを含めて、県と協議をしていく必要があると考えております。

○5番(福永 啓君) 結局、それを町はするかどうかという可能性は低いとは思っているんです。ただ、結局一般財産として受け入れたものなんです、町が。だから最終的には、県がその用途は終わっているんです。では県はどうするかといたら、それをうっ払っちゃっているんです、用途なしに。でしたら、町だって自由に処分してもいいんじゃないか。

何を処分できない根拠があるんだと、私は思うんです。県といろんな協議が必要でしょうが、あらゆる、もう本当に既成概念にとらわれず、これは、先ほどから何回も言いますが、本当に町の有効財産として活用すれば、地域の活性化、中山間部の活性化、町内の活性化、そして被災者の生活支援までいろんなものに使える可能性がある、非常に有効な財産だと私は認識しておりますので、そのあたりはぜひ多目的から検討していただきたいなと思います。

もう時間もまいりましたので、町長にお話を伺いたいんですが、この木造仮設、160戸、棟数だったら50棟ぐらいですか。これについて、利用方法、またこれについて今からどう思っているか。設置されたときの思いも含めて、お話をお願いしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 木造160戸ということで、県と打ち合わせをしながら御船町に建てていただいたわけでありまして。しかしながら、振り返りますと、その当時はなかなか土地がなかった。その中において、土地を探していく上で民地を多く使わなければいけないということをお聞きしました。最初はプレハブでいっていたんですけども、だんだんと民地、民地となってきたときに、考えたのが集積という問題です。被災者は人それぞれ違います。恐らく再建できない方々も多く発生するだろうということが考えられました。その中において、プレハブだったならば、もしいつから期限を切られたら、それで終わってしまうということで、この木造をうまく集積に利用できないかという思いで木造でいきました。

1つは、災害公営住宅の中で、今から建てていく災害公営住宅とこの木造住宅、これは切り離して考えてくださいよというのが、国から言われています。あくまでも災害に遭われた方々は災害公営住宅に入るということが前提ですよということでした。

その中において、御船町は440戸という多くの公営住宅を災害前に抱えていました。その中において、半数はもう耐久年数を超えた住宅があったわけです。ここにいらっしゃる方々も被災されています。そういった方々をどうするかという問題も抱えていました。そういった経過の中から木造を多く建てて、もし災害がひと段落したときには、この木造住宅をできる限り公営住宅として利用する価値はないだろうかということから始まっていったということと、被災した方々が公営住宅に入らず、再建するために私は頑張るといふ方々の居場所として、こういった思いから木造住宅を多く建ててきたというところがあります。

確かに、後半になりましたら急がなければいけないということで、いろんな規制を緩めて建てたところもあります。しかしながら基本的には考え方は161戸、全部を残すというの

が最初の基本です。それから、県と打ち合わせをして、この団地は規定にありませんからこれは続けることはできないでしょうと。そしたら県に返すという形で、マイナス方式で削っていきたいと思います。できる限りのものは残して、今後の災害公営住宅ではなくて、先ほども答弁の中で言いましたとおり、私は公営住宅として残して行って、町営住宅として古くなったところをそちらに住んでいただくということで、今後、公営住宅が恐らく相当数になってくると思います。少しでも減らせるようにいきたいという思いで今後進めてまいりたいと思っています。

○5番（福永 啓君） 災害公営住宅、これを公営住宅として残してほしい。できる限りのそういうところで、今やはり町営住宅の超老朽化した町営住宅もあります。その方にも安全な住宅に移ってほしいから、そこは残してほしい。

でも、今までのお話をお聞きしていると、そうやって最大限残しても、どれぐらいかわかりません、半分までいかないかもしれませんけど、相当な割合がやはりどうしても撤去とか移築をせざるを得ない。その有効利用について、単に単一に県に返すではなくて、これは私は非常に有効な町の財産だと思っています。私は県に返さんでもよかと思っています。町で使いましようという提案も含めて、今回の有効利用の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（田端幸治君） お諮りします。

ここで3時10分まで休憩をしたいと思います。3時10分に再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休 憩

午後3時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第12号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第3号 御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第3、発議第3号、「御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

福永議員、質問席へ。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

福永議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、「御船町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて**

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第40号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、「損害賠償の額を定めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第41号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（藤川博和君） 午前中、中城議員からの一般質問がありましたけれど、再確認ですけれど、キャンプ場の宿泊施設は3月まで完成と答弁されておりますけれど、この工期間100日余り、それと正月休みが入り、工期間が冬場という工事で厳しい時期に、果たしてこの3月の工期間に完了するのは大丈夫ですか。その工事計画は今作られておりますか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） お答えします。

工期については、議員もおっしゃるとおり、約3カ月余りということで短い期間、また冬場の条件も悪い期間ということで、大変厳しく認識をしているところですが、施工業者と連携を密にしまして、3月の完了に向けて進めてまいるところです。

○7番（藤川博和君） 工事日程あたりはまだ決まってないのですか。工程表です。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） 具体的な工程につきましては、仮契約という段階ですので、まだ詳細には詰めておりませんが、承認後速やかに打ち合わせを行いまして、完工に向けて取り組んでまいります。

○7番（藤川博和君） なぜこういうのを聞いたのかといいますと、12月の町長の行政報告の中に玉虫団地、辻団地が工事の完了が遅れておるという説明がありましたけれど、この説明の意味が不安定で、これをもう少し課長、詳しく説明してもらえないですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

玉虫団地の残りの3工区です、これについてですけれども、復旧工事を進めるに当たって、内部の工事等においては入居者の方々との、そういった日程等の調整が必要になりま

す。また、天候等が不順であったというところもあって、そういった工事を進めるに当たってのそういった要件が影響したことから、時間がかかったというのは、その辺に時間がかかったということで、工期の変更を行う必要が生じたものであります。

また、辻団地等においても、進入路等の一部の工事の工法変更に時間を要したというか、そういったこともあって、工期について変更が生じたというものであります。

○7番（藤川博和君） 玉虫団地です、2工区は竣工検査が終わったと言うのでしょうか。何で3工区だけが終わらないとですか。同じ条件でしょう。それは団地で違うのですか。

○建設課長（松岡秀明君） このことについては、今申し上げましたように、入居者の方たちとの日程調整等が、それぞれ入居者の方々は、同じ玉虫団地ではあるかもしれませんが、入居者の方々はそれぞれ仕事の都合、いろんな都合があって、一概に、一様にはいかない部分があるかと思えます。そういった点において、時間を要したというところであります。

○7番（藤川博和君） この3工区は、1社1社が取られたんですか、それとも3工区が業者1社ですかね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、1つの業者が落札したと認識をしております。

○7番（藤川博和君） 3工区を1つの業者が落札した。すると、現場代理人は3名は必要と思いますけど、その業者は3名出されておりましたか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、現場代理人というか、主任技術者、管理技術者については、兼務という形で対応しております。

○7番（藤川博和君） 御船町では、現場管理人1人当たり工事請負金額か件数、何か条例か何かありますか。

○建設課長（松岡秀明君） 特段これに限っての規定はありません。

○7番（藤川博和君） 御船町はないけど、県はあるとでしょう。県の1人当たりの現場監督の工事請負金額の上限というのは。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことについては、県の、これは多分建設業法に基づくものかと思いますが、平成15年に県の土木部長からの通知があつておりました、その中で、建築工事においては1つの

工事において7,000万円以上の工事については、専任の主任技術者あるいは監理技術者を設置するような規定になっておるかと思えます。

○7番(藤川博和君) 今課長が言われた7,000万円ならば、この工事金額は幾らだったですか。

○建設課長(松岡秀明君) お答えします。

それぞれの工事金額、詳細には今把握ができておりませんが、合計して7,000万円を超える金額であったと思います。

○7番(藤川博和君) 今課長は、合計して7,000万円以上と言った場合は、監督は最低2人は要るですね。1人が7,000万円でしょう。

○建設課長(松岡秀明君) 3つの工事の個々の契約金額を確認させていただきたいと思えます。

○7番(藤川博和君) それはすぐできるとですか。

○建設課長(松岡秀明君) すぐ確認をさせます。

○議長(田端幸治君) 藤川議員、議案第41号に関する質疑ですか。はい、ではどうぞ。

○7番(藤川博和君) なぜこれを聞いたかといいますと、今度の契約は1億円です。工事代理人として最低2人は必要だと思うんです、短期間の工事は。それがこういうふうには御船町として1億円以上の場合、何名現場代理人を置いておられたかです、今まで。ぜひ、今回の場合はどうしても3月までには工事を完了させなければならない現場ですから、それをくれぐれも注意してもらいたいと思って、あえて質問したんです。

○議長(田端幸治君) ただ今のは質疑ということではなくてよろしいですか。

○7番(藤川博和君) いいです。

○議長(田端幸治君) はい。ほかにはありませんか。

○11番(沖 徹信君) キャンプ場に対する関連というか、そういうことでもいいですか。今度ドーム型キャンプ場を造るじゃないですか。そこに関する事。

○議長(田端幸治君) 聞いてください。

○11番(沖 徹信君) はい。3月まで完成ということは、事実なことでやってもらわなければならないことですが、従来のキャンプ場、あそこはどういうふうには今度されるつもりですか。

○商工観光課商工観光係長(鶴野修一君) お答えします。

従来のキャンプ場につきましては、建設から相当年数が経っておりまして、かなり老朽

化が進んでおるのは皆さん御承知のとおりかと思えます。今回、ドームハウスを造るきっかけとなりましたのも、この既設のキャンプ場を今ある形で、このドームハウスを核として活用を促していければと思っています。ただ、今のまま老朽化したものを使うためには、トイレやさまざまな施設の改修も今後必要となつてまいりますので、この辺もいろんな補助金等を照らし合わせながら活用を促していければと考えております。

○11番（沖 徹信君） この前、あそこの旧のキャンプ場、それから今度できるドーム型のキャビン、そこら辺を見てきたんですけれど、あのままじゃ、まず集客能力はないと思います。最低でもトイレは造り直さんならもう無理ですよ。あれは今の時代に合わないトイレ。それから、今日、福永議員の一般質問の中で、木造型住宅、あれを移設できるなら、あの住宅をあそこに何戸か移設するという、そういうことも考えていいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） 施設の今後につきましては、私が答えられる範囲というものは限られていると思えますけれども、今おっしゃった仮設住宅の件につきましては、総合的な判断を待ちながら、もしキャンプ場の一翼を担うような施設で活用できるということであれば、そういった可能性も模索してまいりたいと思えますし、トイレにつきましては、今熊本の復興基金あたりもありますので、その辺の活用を視野に入れながら、当初予算への計上など、配慮してまいりたいと思えます。

○11番（沖 徹信君） 町長にですけれども、トイレは絶対必要です。そういう中で、木造の建物の中で全部残すということはまずないと思えます。そういう形の中で、移設できるものは移設して、緑の村のキャンプ場として大々的に宣伝するというか、来てもらうならば、あそこら辺をもうちょっと改造せないかんとと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 沖議員の御指摘のとおりだと思っております。今多方面から話をお聞きしましたら、被災を受けたということで、防災キャンプ場という位置付けはできませんかという話も来ております。といいますのは、やはり今の子どもたちはなかなかテントを張るという機会もないということで、そういったテントを張る機会を示すという部分もありますし、今言われたとおり、木造を有効活用して、木造に寝泊まりするという部分もあります。いろんな形であそこを防災に使ったものを集めて防災キャンプ場とするのも1つの案じゃないかなということも思っております。

これから先、多方面の話をお聞きして、吉無田緑の村が有効活用できるようにしてい

たいと思います。その中において、私もトイレとシャワー室だけは改装しなければいけないという思いでありますので、また示してまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 吉無田のあそこの風景の中に、木造だったらそんなに違和感がなく溶け込めると思います。そういうことで、十分安くできる部分は利用してやってください。それが緑の村を残す起爆剤になると思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） ここに地元の雇用創出とありますが、町長、これはどれぐらい考えて要るのですか。

○町長（藤木正幸君） 宿泊を要するという事は、1日そこに人がいらっしゃるということです。やはりそこには人というものが出てくると感じております。それは宿泊だけではなくて、食材の仕入れ、作る人、それこそ1次産業から3次産業までの方々がかかわってくると思います。そういった方が多く発生するように行っていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） これは雇用創出と経済活性化につなげるとありますが、数値的にはそこまでは考えてないですか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） お答えします。

地域波及の経済効果につきましては、具体的な試算はまだ詳細には行っておりませんが、想定し得るバーベキューとか、そこに宿泊される方への役務だったり、いろんな小物だったりというものを売るものの試算はしておりますので、今後しっかり地域とお話し合いをしながら進めてまいりたいと思います。

○6番（田上 忍君） あと、もう1つ、この危険防止については、何か考えていますか。

○議長（田端幸治君） 具体的に。

○6番（田上 忍君） あそこは大きな木がたくさんあるかと思います。今回北部九州の豪雨災害では大きな杉の木やそういうのが倒れて、かなりな被害が起こっています。吉無田のキャンプ場周辺も大きな木がたくさんあると思うんです。その辺、何か考えておりますか。

○商工観光課商工観光係長（鶴野修一君） お答えします。

今回ドームハウスを整備する箇所については、旧オートキャンプ場を活用しますので、大きな立木はありますけれども、倒木等は繁茂しておりませんので、その辺は大丈夫かなと思っています。ただ、おっしゃるとおり、旧キャンプゾーンだったり、そこに行く道等につきましては、雑木もしくは大きな杉が生い茂っておりますので、この辺については、

施設管理者としまして、今後管理係と相談しながら間伐等を行うなどのことをしなければならぬのと、担当者レベルでは考えているところです。

○6番(田上 忍君) 今後民間レベルに移していくということを町長は言われておりました。それまでにはぜひ、途中まで行く段階で大きな木がたくさんあります。だから、事前に危険防止ということで、実際に予算を組んでやってほしいと思います。

○議長(田端幸治君) ほかに質疑はありませんか。

○建設課長(松岡秀明君) 先ほどの藤川議員の確認事項について、お答えをしたいと思います。

玉虫の3つの工区についてであります。まず金額的なものですが、アルファベットで工区を分けておまして、C工区、D工区、E工区という3つの工区に分かれておりますが、まずC工区については3,946万3,200円、D工区が3,585万7,800円、E工区が3,409万7,500円という金額であります。合計しますと1億941万8,500円という契約金額になりますが、先ほど私が認識が違っておまして、1件当たりの契約金額が7,000万円以内であれば、兼務が可能であるということの見解でありますので、その辺のところを訂正を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○7番(藤川博和君) 今課長が言われたことならば、7,000万円までは1人で見てもいいということですね。物件が違うならば、また別に7,000万円でもいいという意味ですか。それとも、1人が上限として7,000万円までしか見れないということですか。

○建設課長(松岡秀明君) これは1工事当たりが7,000万円以上であれば、専任の主任あるいは監理技術者を設置する必要があるとなります。

○7番(藤川博和君) 私も調べましたけど、上限、1人当たりの監督は7,000万円までしか見られないという、そうお聞きしたばってんですね。1人の現場の代理人は7,000万円までしか見られないとです。件数は3件までいいという、県の場合は。

○議長(田端幸治君) 藤川議員、この議案と直接的な関連がございますか。

○7番(藤川博和君) 要は、今度のキャンプ場場合が1億円を超えますでしょう。役場の今の感覚ならば、要は7,000万円以上でも1人でもいいような感覚のふうです。この場合は1億円だから、こっちのキャンプ場は、2人は現場代理人が必要と思うとです。それをどう感覚を、今までの役場の感覚ではちょっとずれがこないかと思って確認しよるとです。

○議長(田端幸治君) 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 3 5 分 休 憩

午後 3 時 4 7 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

工事請負契約の件につきまして、総務課長より答弁を求めます。

○総務課長（吉本敏治君） 今回、議案として提出しております吉無田高原の契約の件ですけれども、金額が1億円を少し超えております。この件について、先ほど監理技術者の専任の問題ということで質疑がなされておりましたけれども、まず、そのもととなりますのは、建設業法の施行令となります。平成28年6月1日から建設業法施行令の一部が改正されたわけなんですけれども、その中で工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、これについて、改正後が7,000万円以上と定められております。

したがって、この7,000万円を超える物件につきましては専任の技術者を必ず置かなければならないという規定であります。ですから、7,000万円未満のものについては、専任でなくてもよいという解釈になるかと思えます。ですから兼任でもよいと。ただし、今回は超えておりますので、必ず1人は置かなければならないという解釈でよろしいかと思えます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第42号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第43号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第8、議案第44号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第45号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第46号 御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第46号、「御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） 現在農業委員は各校区2名で、10校区で20名ということになっておりますが、それが改正では14名になっております。地区別のバランスはどうなるのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

これから農業委員会の法改正がなされまして、農業委員の定数が14名となります。これは法に基づいた上限の14名ということになります。選任の方法としましては、これまで選挙で選ばれた委員と関係団体からの推薦の委員と議会推薦という形で、そういった選任方法がありました。今回法の改正に基づきまして、議会の同意を得て町長が任命するという形に変わっております。選挙がなくなったということと、議会推薦、各団体からの推薦がなくなったということです。

それで、今回は公募を行います。公募と推薦になるかと思えます。その中で、認定農家が過半を超えるということで、14名ですので、認定農家の方が8名は最低必要になると。それと中立の委員を1人以上入れるということが法で基準が定められております。その中で、地区からの、どこ地区何名とか、そういうことではありませんが、これまでどおり各校区あたりからの推薦あたりが必要になるかとは思います。

○4番（中城峯英君） 公募ということで、認定農家8名ということで、どうしても調整が必要ですね。その調整は、例えば高木で調整を図るべきなのでしょうか。そこら辺の大枠はわかりますが、やっぱり例えば高木だけに認定農家が何軒もありますけれども、そこに偏るわけにもいかんし、そういった全般的な調整が必要になりますね。それはどうお考えになっていますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

調整といたしますか、やはり各校区で区長、嘱託員と今現在の農業委員を中心に、やはり各校区で選考、選任、推薦をいただければと思っております。

○4番（中城峯英君）　そういうことであれば、区長と私どもで大体候補者を人選をするというところで進めてよろしいですか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　そういった形で進められてもいいと思いますし、あと広報とかホームページに公募の要領等も掲載をしていきますので、その中でまた応募があるかと思えます。

それと、選任につきましては、農業委員会の候補者の選考委員会を設けまして、その中で出られた方をまた選考委員会で選定していくという方向になると思います。

○4番（中城峯英君）　初めてのことでですから、なかなかすなりとそういう職はいかんとお思いますけれども、そういったことをいろいろと調整しながら進むしかありませんが。

それと今度、農地利用最適化推進委員というのが選任10名になりますけれども、耕作放棄地の情報提供とか、いろんな、これを設けた主な趣旨といたしますか、どういうことでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えします。

この農地利用最適化推進委員の設置というのは、これは農業委員会の法改正に基づきまして、義務付けられたということで、今回改正において、新設をされるということになります。これは農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員ということになります。内容としましては、人と農地のマッチング、耕作放棄地の解消、そういったものが主な業務として今回新たに法律によって義務付けられたということになります。

○4番（中城峯英君）　法改正で義務付けられたということですが、10名ということは、各10校区に1名という割り当てということで判断をしてよろしいですか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　お答えします。

まず、この農地利用最適化推進委員の定員の考え方としまして、国が方針を決めているのが大体100ヘクタールに1名という形で、大体の基準ではありませんけど目安として決められております。御船町の耕地面積が最近の農林業センサスにおいて1,022ヘクタールでありました。それで、10名ということで決めました。

それと、先ほど言われたとおり、各小学校校区10校区あります。この農地利用最適化推

進委員というのは、やはり地域の状況、土地だったり人だったり精通の方がやはり必要だということで、最適化推進委員につきましては、旧小学校校区等もありますので、10名ということで今回提案しております。

○4番（中城峯英君） この最適化委員というのは、農業委員会にも出席するのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 農業委員会総会につきましては、毎月行っております。その中で、案件等必要なことがあれば、会長から出席の要請があるかと思えます。

○4番（中城峯英君） 要請があれば出席をします。通常は14名で総会を実施しますということによろしいんですね。

それと、今回委員の報酬が大幅に上がりましたが、これは重要な仕事ということだろうと思えますけれども、これはもちろん国の改正で上がったということですか。それとも町の条例で上げたということですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えします。

委員の報酬につきましては、今回定数と一緒に改正をお願いしているところです。この農業委員会の報酬の考え方としましては、郡内の農業委員会、ほかの4町の農業委員会については、もう新しい制度に移行しております。御船町が一番最後ということになります。その中で、農家数、経営耕地面積等が類似しています甲佐町及び益城町の農業委員の報酬等を参考にして、今回決定しております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、「御船町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第47号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第47号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第48号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第48号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第49号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第49号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第50号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第50号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） この議案は、特別職の給与改正に伴い、町議会議員の報酬も改正する提案ですけれども、これは我が町だけのことではありませんが、現在の町議会議員の報酬では働き盛りの人たちが立候補できないと。50歳前後、我が高木もそうですけれども、問題がありますけれども、こういった問題は、町長、全国的な問題ですけれども、町村会とかいろんな場面でこんな議論は上がっているのですか。

○町長（藤木正幸君） その議論は上がっております。先月ありました全国町村会の中でも話  
は出てきております。今後町村会としても考えていかなければいけないことだという論議  
は行われております。

○4番（中城峯英君） これは、非常にマスコミあたりでもよく取り沙汰されていますし、全  
国的な課題ですけれども、不思議と比較すると格段にまた、町議はどこも一緒ですけれど  
も、まあいい若い、私も結構な年齢ですけれども、やはり新進気鋭のが混じりながらとい  
うような議会がベターだと思いますので、機会があるごとにそういったことを地域の各自  
自治体のことも提起しながら議論を盛り上げていただくと、何か少しずつ改善するのかなと  
思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、「御船町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 散 会